



REPORT 2023

目 次

ごあいさつ	1
1. JAグループ・JAバンクの概要	2
2. 経営理念・経営方針・SDGsへの対応	3
3. リスク管理の状況	14
4. 安心便利な理由	26
5. 事業の概況（令和4年度）	28
6. 農業振興と地域貢献活動	31
7. 主な事業の内容	39

経営資料45

I 決算の状況	46
II 損益の状況	71
III 事業の概況	73
IV 経営諸指標	80
V 自己資本の充実の状況（単体）	81
VI 役員等の報酬体系	102

信連の概要 104

I 機構図	105
II 役員構成（役員一覧）	105
III 会計監査人の名称	106
IV 特定信用事業代理業者の状況	106
V 沿革・あゆみ	106
VI 店舗等のご案内	107

【索引】	108
------	-----

ごあいさつ



経営管理委員会会長
竹村 敬三



代表理事理事長
川崎 宏

平素は、私ども滋賀県信用農業協同組合連合会（愛称、「JAバンク滋賀信連」）に対し、格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

このたび、当会への理解をより深めていただくために、令和4年度版ディスクロージャー誌を作成いたしました。ご一読いただければ、幸いに存じます。

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症に関する規制の緩和により、人流の回復やインバウンド需要の取込みにより、一部の業種で好転の兆しが見え始めるなど、経済活動の正常化が期待されています。一方、ロシア・ウクライナ情勢に伴う食料や資源価格の高騰等により、世界的な物価の高止まりが懸念されるなど、経済への下押し圧力も引き続きみられます。

金融情勢については、欧米各国の中央銀行が物価上昇を抑制すべく政策金利の継続的な引き上げを実施しており、日本国内においても日本銀行が金融緩和政策の枠組みを一部見直すなど、長らく続いていたデフレからの脱却を目指すとともに、これまでの金融緩和政策に対するレビューを行うこととしており、金融機関のみならず、企業活動や個人の生活等にも影響が及ぶ可能性があります。

一方、農業情勢に目を向けると、我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化に伴い、大規模な農業経営体のシェア拡大や農地集積が進むなど、農業の構造改革が始まっています。また、近年では、気候変動や紛争等の不測の事態に備え、食料安定供給の確保に向けた取組みが検討されるなど、食料安全保障への関心が高まっているところです。

こうした状況のもと、第16次中期経営計画の初年度である令和4年度の取組みを検証しつつ、JAの総合事業を活かした金融仲介機能の発揮と持続可能な経営基盤の確保に向けた支援ならびに当会の持続可能な収益性の確保に向けた取組みを着実に前進させているところです。

さて、令和4年度は、当会におきましては所期の目標を上回る成果をあげさせていただくことができました。このことは、ひとえに会員ならびに利用者の皆さま方の絶大なるご理解とご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

引き続き、目標必達に向け、役職員が一丸となり取組んでまいりますので、皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

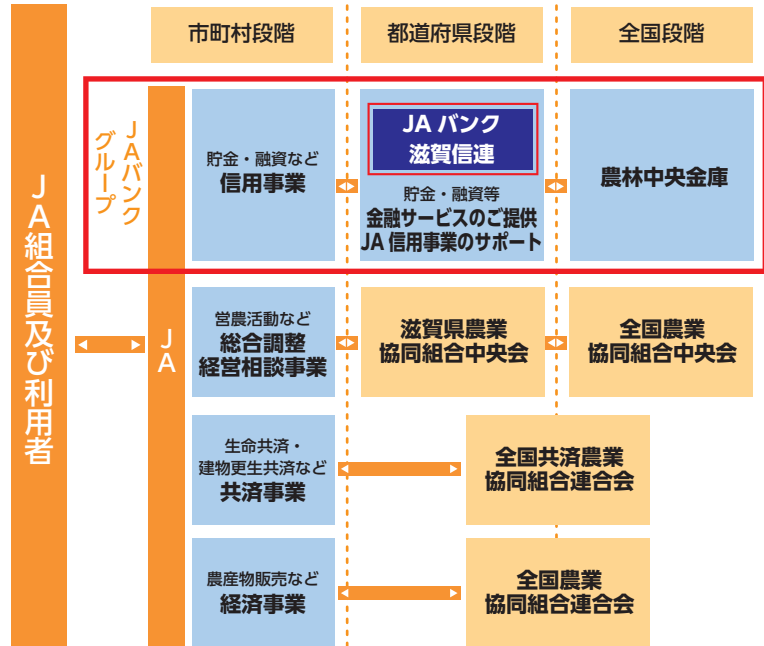
1

JAグループ・JAバンクの概要

(1) JAグループの事業および組織構成

JAグループは、市町村をエリアとして信用事業、共済事業、経済事業など様々な事業を行うJA（農業協同組合）と、各事業別の都道府県段階組織と全国段階組織により構成しています。

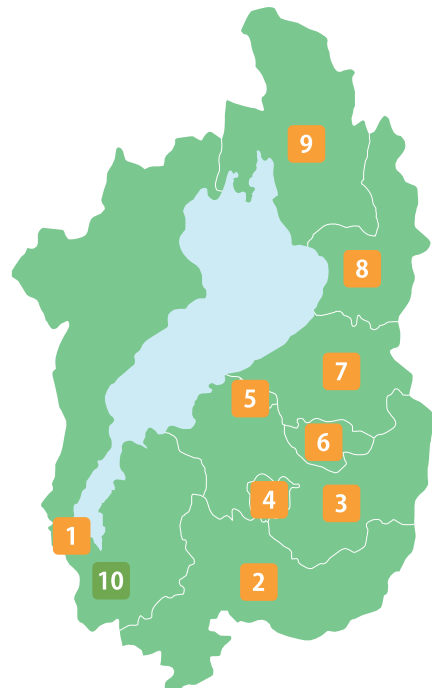
このうち、JAの信用事業部門と都道府県段階の「信用農業協同組合連合会（＝信連）」および全国段階の「農林中央金庫」とで構成するグループの総称を「JAバンク」といいます。



(2) JAバンク滋賀のネットワーク

組合名
① JA レーク滋賀
② JA こうか
③ JA グリーン近江
④ JA 滋賀蒲生町
⑤ JA 東能登川
⑥ JA 湖東
⑦ JA 東びわこ
⑧ JA レーク伊吹
⑨ JA 北びわこ
県全域
⑩ JAバンク滋賀信連

令和5年7月現在



(1) 経営理念

当会は、滋賀県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内の JA にお預けいただいた農家組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。当会では資金を必要とする農家組合員の皆さま方や、JA・農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当会は、JA との強い絆とネットワークを形成することにより JA 信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に貢献できるよう努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった分野も含めて、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

(当会の経営理念)

- ▷ 会員JAの負託と信頼に応えて、安定的な収益還元をはかるとともに、県内JA信用事業の中核的機関としての機能を発揮する。
- ▷ 組合員及び地域の人々に対する快適な生活の実現と、農業の発展に貢献する事業を展開する。
- ▷ 役職員の相互信頼を基礎として、能力開発を進めるとともに、社会的及び経済的地位の向上をはかる。

これからも、当会は、この経営理念に基づき、県内 JA 信用事業の中核的機関として、経営の健全性を確保しながら、農家組合員等利用者・地域に貢献するという使命に邁進してまいります。

2

経営理念・経営方針 ・SDGsへの対応



(2) 経営方針

第16次中期経営計画 (令和4年度～令和6年度)

《基本的な考え方》

JAが総合事業を活かした金融仲介機能を発揮できるよう、他連合会との連携強化を図りながら、JAの事業・サービスの質をより向上させるための施策や業務・事務の効率化に向けた施策等に取り組むことで、JAの支援・補完機能を発揮します。また、不断の取組みとして持続可能な経営基盤の確保についても支援していきます。

基本方針

- I. 総合事業を活かした金融仲介機能の発揮による「農業」・「くらし」・「地域」の持続可能性や豊かさの創出
- II. 安定的な収益還元の実現に向けた持続可能な収益性の確保
- III. 将来にわたる健全性の確保に向けた経営基盤の増強

重点施策

I 農業金融業務・ JA推進支援業務

- ・ JAバンクならではの金融仲介機能発揮
- ・ 機能発揮の土台としての徹底的な業務効率化
- ・ 不断の取組みとしての持続可能な経営基盤の確保

II 資金運用業務

- ・ 農業法人や食農関連企業との関係強化
- ・ 持続的・安定的収益の確保

III 経営管理業務

- ・ 財務基盤の更なる充実と内部管理態勢の実効性向上
- ・ 当会の人材育成と働き方改革に対応した職場づくり
- ・ コンプライアンス、農業振興・地域貢献への継続的取組み

JAグループ滋賀の一員として、共に以下の実現に向けて取組む

～10年後の目指すべき姿～

持続可能な農業の実現

豊かでくらしやすい
地域共生社会の実現

協同組合としての
役割発揮

(3) 自己改革の実践等について

当会は、「農協改革集中推進期間（平成26年6月～令和元年5月）」において、自己改革完遂に向けた取組みを積極的に進め、また同期間終了後も将来にわたって持続可能なJA経営基盤の確立・強化に向けた取組みを実施してきました。

更には、こうした状況のもと、令和3年12月の滋賀県JA大会において決議された「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」に基づき、めざす姿の実現に向けて他連合会と連携強化を図りながら、様々な経営環境の変化に対応するべく取組みを実施していきます。

(4) SDGs への対応について

① 「SDGs宣言」及び「SDGs取組方針」について

当会は、持続可能な地域農業・地域社会の実現のため、国連で提唱された「持続可能な開発目標（SDGs）※」の達成に向けて、以下の通り、「SDGs宣言」及び「SDGs取組方針」を制定し、事業活動に取り組んでいます。

※「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」で掲げられた17の目標（ゴール）。SDGsは、Sustainable Development Goalsの略。SDGsでは、2030年までに貧困や飢餓撲滅、ジェンダー平等などの社会的課題や環境問題を解決し、持続可能な社会を実現していくことを目指しています。17の目標の下には、各目標を達成するための169の具体的ターゲットが設定されています。



JAバンク滋賀信連 SDGs 宣言

JAバンク滋賀信連は「組合員及び地域の人々に対する快適な生活の実現と、農業の発展に貢献する事業を展開する」という経営理念のもと、国際連合が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、JAとともに、持続可能な地域農業・地域社会づくり、自然環境の保全等に取り組んでまいります。

2022年11月14日
 滋賀県信用農業協同組合連合会
 代表理事理事長 川崎 宏



SDGs 取組方針

JAバンク滋賀信連は、農業者の協同組織金融機関として次の2つの取組みを通じて、SDGsで目指す目標を達成していくこととします。

I 持続可能な農業・地域社会づくりに向けた取組み

農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を当会の最も重要な役割のひとつとして位置づけ、JA等と連携し、持続可能な農業の実現と地域社会の発展に向けた取組みを進めます。

II 自然環境の保全、社会課題解決に向けた取組み

JAや地域行政等と連携し、地域の人々が快適な生活を実現できるよう社会課題解決に向けた取組みを進めるとともに、気候変動をはじめとする自然環境の保全にも取組み、協同組織金融機関としての役割を発揮します。

② TCFD 提言に基づく情報開示について

当会では、気候変動が農業や地域社会に与える影響は極めて大きいものと認識しており、協同組織の地域金融機関として気候変動をはじめとする自然環境保全に対する取組みを広く実践しています。

また、当会の取組みについては、TCFD※提言が求める4つの開示項目「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標・目標」に沿って、定期的の開示を行い、内容についても段階的に充実していきます。

※ TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）は金融安定理事会により 2015 年に設置された諮問機関で、TCFD 提言とは、気候変動に起因する財務的なリスク（と機会）にかかる開示を通じて、パリ協定合意を受けて世の中が低炭素社会に移行する中でも、自社の事業が持続可能であることをステークホルダーに示すための枠組みのことで

ガバナンス

戦略

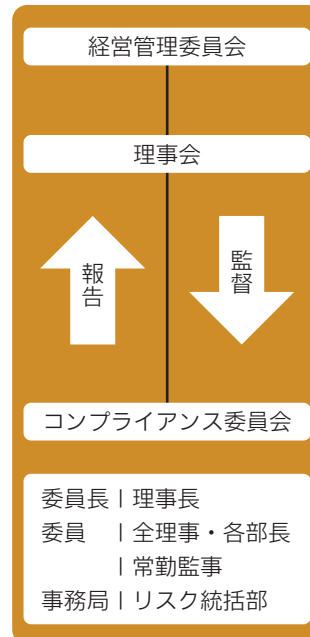
リスク管理

指標・目標

ガバナンス

- 気候変動を含む社会課題は経営上の重要事項として捉え、理事会・経営管理委員会で議論し、「SDGs 宣言」・「SDGs 取組方針」に基づいたサステナブル経営に反映しています。
- 具体的な対応方針や取組状況は、理事会傘下のコンプライアンス委員会において「サステナブル経営に関する事項」として協議し、委員会での議論は少なくとも年に1回以上の頻度で理事会および経営管理委員会に報告されます。
- 理事会および経営管理委員会は、報告された「サステナブル経営に関する事項」に対して適切に監督する態勢を構築しています。
- コンプライアンス委員会は、委員長を理事長、委員を全理事と各部署の代表者（部長）で構成しており、年4回以上開催しています。

※コンプライアンス委員会では、気候変動に伴う機会とリスクの識別・評価や対応策・目標等について議論し、経営戦略・リスク管理に反映していきます。



戦略

- 当会では、短期（5年）・中期（10年）・長期（30年）の時間軸で気候変動に伴うリスク（移行リスク・物理的リスク）と機会を2℃（政策・規制が導入され気候変動が抑制される場合）・4℃（政策・規制が導入されず気候変動が抑制されない場合）シナリオを前提に評価しています。
- 気候変動による当会の財務への影響は、取引先のリスクと機会が、貸出を通じて当会のリスクと機会にかかわるものと認識しています。取引先自身に気候変動によるリスクと機会を理解いただき、取引先に機会を拡大し、リスクを縮小いただけるよう対応することが、地域経済の持続可能性を確保するためには重要と考えています。

種類		主なリスク	時間軸
移行 リスク	政策・法規制	・気候変動抑制に関する法規制強化による当会および取引先企業の規制対応コストの増加	短・中・長期
	市場	・消費者の嗜好の変化により、商品・サービス需要変化に伴う取引先企業の業績悪化	中・長期
	評判	・低炭素社会への移行に関する当会の取組みに対する顧客や地域社会からの評価悪化	短期
物理的 リスク	急性 慢性	・農業生産への影響等によるJA経営基盤等の悪化	短・中・長期
		・当会の保有資産への被害や操業停止等による業績の悪化	
		・取引先企業の保有資産への被害や操業停止による業績悪化、当会の担保資産の価値減少	

※移行リスクとは、低炭素社会へ移行するための政策、制度、規制等の変化、関連する市場動向等に起因するリスクのことです。

※物理的リスクとは、突発的災害の増加に起因する急性リスクと、気象パターンの長期的変化により顕在化する慢性的リスクのことです。

種類		主な機会	時間軸
機会	政策・法規制	・エネルギーの省力化技術や再生可能エネルギー普及による事業コストの抑制	中・長期
	市場	・気候変動抑制に資する金融商品・サービスへの顧客の需要増加	短・中・長期
	評判	・低炭素社会への移行に関する当会の取組みに対する顧客や地域社会からの評価向上	短期

※機会とは、移行リスクの反対の側面を想定し、気候変動の影響により市場規模が拡大している又は今後拡大することが見込まれる産業に対する投融資機会が増加することです。

炭素関連資産の状況

- ・2021年TCFD改訂に伴い再定義された炭素関連資産※向け貸出金がポートフォリオ全体に占める割合は9.1%です。（2023年3月末時点の貸出金合計1,412億円のうち129億円）

※炭素関連資産は、「エネルギー」、「運輸」、「素材、建物」、「農業、食料、林産物」のセクターに該当する業種について、当会で日銀業種分類をベースに取引先の主たる事業に該当する業種を対象セクターとみなし集計したものです。

リスク管理

- 当会では、気候変動に関連する移行リスクや物理的リスクの影響を鑑み、当会取引先の事業活動に及ぼす信用リスク等を中心にリスク管理を実施しています。
- また、「SDGs取組方針」に基づき、環境・社会等に影響を与える可能性のある特定の事業及びセクターへの投融資に関する「サステナブル・ファイナンス方針」を制定しています。

指標・目標

総 CO₂ 排出量 (t-CO₂)

- 当会は「JAバンク滋賀事務センタービル (2014年竣工)」および「JAビル滋賀 (2015年竣工)」の両ビルが稼働した2015年度を基準年度としており、総 CO₂ 排出量 (Scope1 および Scope2) を GHG 排出量の指標として設定し、2030年度に2015年比 ▲50%の排出量削減を目指します。
- 2022年度の Scope1 および Scope2 の CO₂ 排出量は171tであり、2015年度比 ▲39.7%の削減となりました。

※ GHG 排出量とは、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量のことです。GHG は Green House Gas の略。

※ Scope1 とは、ガソリン・ガス・灯油等の使用による直接排出量のことです。(使用燃料に所定の排出計数を乗じて算出)

※ Scope2 とは、電力使用による直接排出量のことです。(使用電力量に所定の排出計数を乗じて算出)

サステナブル・ファイナンス目標実行額 (累計) : 300 億円 (2030 年度末まで)

(5) 業務の適正を確保するための体制について

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を次のとおり制定しています。

1. 内部統制基本方針

(1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務の運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- ②理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議又は評価を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。
- ③職員がコンプライアンスに関して、相談もしくは通報することが可能な「内部通報システム」制度を設置する。
- ④「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- ⑤「マナー・ローダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもつ

て、排除の姿勢を堅持する。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止および排除に向けた管理体制を整備・確立する。

⑥当会および関連団体の業務を通じて知り得た取引先等に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(2) 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

①理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。

②業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。

②管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらをグループ会社も含め統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。

③種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別に必要資本を配賦し、これを上限とした運用を行う経済資本管理の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。

④農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められている要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。

⑤大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。

②理事会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される経営課題等を協議する会を常例または随時に設け、理事会の決議事項にかかる原案の検討等を付託する。

③役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

- (5) 当会およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制
- ① 当会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
 - ② 円滑なグループ運営を図るため、当会と各グループ会社の間において協議または報告すべき事項を定め、各グループ会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。
- (6) 内部監査体制
- ① 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
 - ② 内部監査は、当会の全業務およびグループ会社を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
 - ③ 監査部長は、内部監査終了後、内部監査結果を理事会に報告するとともに、担当理事は年度内部監査実施状況を取りまとめ経営管理委員会へ報告する。
 - ④ 監査部長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。
- (7) 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事から独立性に関する事項
- ① 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置する。
 - ② 監事よりその職務を補助すべきと指名された職員は、監査業務に必要な命令を監事より受け、その命令に関しては理事や部門長などの指揮命令を受けないものとする。
- (8) 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
- ① 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事に報告する。
 - ② 監査部は、業務監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
 - ③ 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- (9) 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員およびグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

(10) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- ①監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- ②代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- ③理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- ④その他、理事および職員は、JA 監事監査基準及び監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、グループ会社管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、理事会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和4年度の運用状況は以下のとおりです。

(1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守体制については、役職員の行動規範、倫理憲章を定めるとともに、コンプライアンスプログラムの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、反社会的勢力との関係遮断については、県内 JA に向けた研修会等対応支援等の取組みを実施しています。

(2) 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書管理規程をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会は、リスク管理方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるよう JA バンク業務継続要領を定めています。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画及び事業計画の進捗管理を理事会において定期的に検討・協議し実効性を図っています。また、役員・部長をもって構成する「経営企画会議」を原則として月1回以上開催し、重要案件の報告等を行い

理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。

- (5) 当会およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制
各業務に係る諸規定を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めています。また、子会社管理規程を策定し、子会社における業務管理体制やリスクの把握に努めています。
- (6) 内部監査体制
内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度及び業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長及び監事に報告しています。
- (7) 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事から独立性に関する事項
監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監事室を設置し、補助する複数の職員を配置しています。
- (8) 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体に監事が出席し、重要案件について報告を受ける体制を整えています。
- (9) 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監事監査規程に、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知しています。
- (10) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

3

リスク管理の状況

(1) リスク管理体制

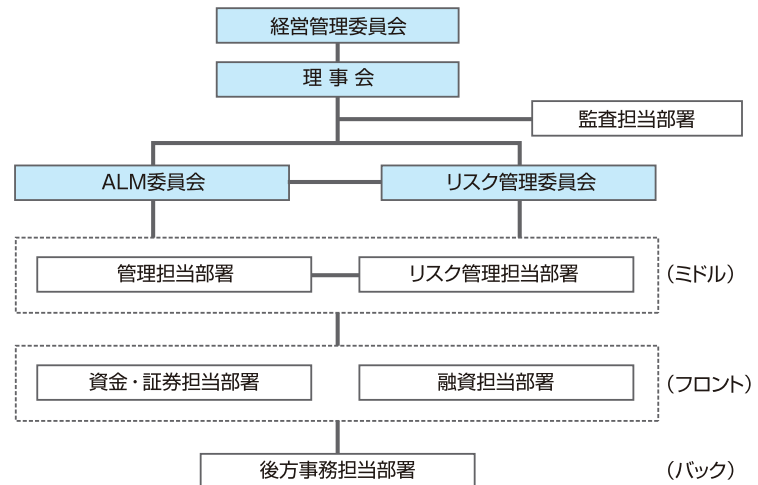
① リスク管理基本方針等

金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化するなか、会員等利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

リスクマネジメント体制図



② 信用リスク管理と審査体制

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

当会では、融資担当部門より独立したリスク管理担当部門が第2次審査を行う体制をとるとともに、クレジットポリシーに基づく厳正な審査を行うことにより貸出金の健全性の維持・向上を図っています。

さらに、「信用リスクマネジメント要領」を定め、適正なポートフォリオ構築のため、内部格付制度を活用した与信限度額の設定や信用リスクの計量を行うなど、信用リスク管理の強化に努めています。

③市場リスク管理と ALM 管理体制

市場リスクとは、金利、株式、為替相場の変動によって当社が保有する資産の価値が変動するリスクです。

当社では、経済・金利動向を踏まえた収支予測分析を行うことにより、市場リスクに対して柔軟に対応できるよう ALM 管理(資産負債総合管理)を行っています。

さらに、「市場リスクマネジメント要領」を定め、市場リスクの計量やポートフォリオのモニタリングを行うなど、市場リスク管理の強化に努めています。

④流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)、あるいは、市場の混乱等により市場において取引ができない場合や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。

当社では、「流動性リスクマネジメント要領」を定め、適切な調達資金動向の把握と満期管理を実施し、運用・調達資金のギャップを管理しつつ資金の効率運用と安定的な流動性の確保に努めています。

⑤事務リスク管理と内部監査体制、システムリスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクです。

当社では、事務の厳正化・事務処理水準の向上を図るため、部署内での自主点検や独立した監査部門による徹底した業務監査・指導を定期的を実施するとともに、内部牽制機能の強化による事故・不正等の未然防止に努めています。

また、コンピューターシステムの停止または誤作動、不正使用等に伴い金融機関が損失を被るシステムリスクについては、コンピューターシステムの安定稼動のため、システム委託先等と連携し安全かつ円滑な運営に努めています。

(2) 法令遵守体制

①コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請の高まりや企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、会員等利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、当会では、コンプライアンス（法令等遵守）の徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点から、コンプライアンスを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンス重視の経営に取り組んでいます。

②コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部署にコンプライアンス委員を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、各部署で勉強会を実施するなど、全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンスの実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を定め、その取組み・進捗状況はコンプライアンス委員会において管理し、理事会に定期的に報告しています。

人事管理面においては、適正な人事ローテーションに努めるとともに年1回1週間以上連続して職場離脱する方策を講じるなど、不祥事発生の未然防止に努めています。

(3) 金融 ADR 制度への対応

①苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の苦情等受付窓口

(電話：077-521-1631 (9時～17時 当会の休業日を除く))

②紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

滋賀弁護士会 (電話：077-522-3238)

京都弁護士会 (電話：075-231-2378)

①の窓口または「JAバンク相談所（一般社団法人 JAバンク・JF マリンバンク相談所）」(電話：03-6837-1359) にお申し出ください。

なお、滋賀弁護士会・京都弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。（弁護士を代理人としてお申し立てされる場合は不要です。）

(4) 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

- お客さまの投資目的、知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

(5) 個人情報の取扱いについて

①個人情報保護方針

当会は、利用者等の皆さまの個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1 関係法令等の遵守

当会は、利用者等の個人情報等を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2 利用目的

当会は、利用者等の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ウェブサイト等に掲載しております。

3 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4 安全管理措置

当会は、取扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10 継続的な改善

当会は、取扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3番38号
滋賀県信用農業協同組合連合会 総務部
TEL 077-521-1631

②情報セキュリティ基本方針

当会は、利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

(6) 利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者にならうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていきます。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適

切な措置を講じます。

4. 当社が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当社との取引に伴い、当社の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

(7) お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

また、当社は、組合員及び地域の人々に対する快適な生活の実現と、農業の発展に貢献する事業展開を経営理念の一つとして掲げ、地域社会の一員としてお客さまのお役に立ち、地域経済の持続的発展に貢献できるよう努めています。

当社では、これらの理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、お客さまの長期的・安定的な資産形成の実現に貢献するため、以下のとおりお客さま本位の業務運営に関する取組方針（以下「本方針」といいます。）を制定しております。

また、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまにふさわしい金融商品・サービスの提供【原則6本文および（注1～5）】
 - (1) お客さまとの対話を通じて、金融商品・サービスにかかるお客さまの投資経験、知識、資産状況、リスク許容度等を十分把握できるよう努めます。
 - (2) 上記を踏まえたうえで、販売手数料等の多寡を重視することなく、お客さま一人ひとりのライフプラン等を理解し、お客さまに合った金融商品・サービスの提案に取組みます。
 - (3) 金融知識や投資経験が少ないお客さまや、ご高齢のお客さまへ金融商品・サービスを提案する場合は、重要情報シートや目論見書、販売用資料等を活用してより丁寧な説明を行うなど、お客さまに十分ご理解いただけるよう特に慎重にご対応いたします。
 - (4) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、多様化するお客さまのニーズに応じた商品を選定するよう努め、良質な商品ラインナップの充実を図ります。なお当社は、金融商品の組成に携わっておりません。
2. お客さまの最善の利益の追求【原則2本文および（注）】
 - (1) 当社では、多様化するお客さまの資産形成のご意向やニーズにお応えし、お客さまのライフプランの実現をサポートしていくため、「金融商品の勧誘方針」に基づき、お客さまの立場に立った金融商品・サービスの提供に取組みます。
 - (2) お客さまの最善の利益の実現が当社の安定した顧客基盤と収益確保につながるということを役員一人ひとりが認識し、誠実・公正に業務運営を行います。また、お客さま本位の業務運営が当社の企業文化として定着するよう取組みます。

3. 重要な情報の分かりやすい提供【原則 5 本文および（注 1～5）】

- (1) お客様に金融商品・サービスを提案するにあたり、お客様の投資判断に影響を及ぼす商品の特性、リスク、リターン、取引条件、ご負担いただく手数料等の重要な情報については、誤解を招かないよう平易な用語や表現を用い、お客様により分かりやすく丁寧にご説明いたします。
- (2) お客様が金融商品を選定される際には、商品の比較が容易にできる資料等を活用して、情報提供を行います。

4. 手数料等の明確化【原則 4 本文】

- (1) お客様に金融商品・サービスを提案するにあたり、お客様にご負担いただく手数料やその他の費用等については、お客様の投資判断に資するよう、透明性の向上を図り、重要情報シートや目論見書、販売用資料等を活用して誤解を招かないよう、お客様に分かりやすく丁寧にご説明いたします。

5. 利益相反の適切な管理【原則 3 本文および（注）】

- (1) お客様への商品選定や情報提供にあたり、お客様の利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき、お客様との取引に伴う利益相反の管理を徹底します。

6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等【原則 7 本文および（注）】

- (1) 職員の研修機会の充実や、ファイナンシャルプランナー等の資産運用に関する外部専門資格の取得推奨や支援を通じて、金融知識の水準およびコンサルティング能力の向上を継続的に図っていくことにより、誠実・公正な業務を行うことができる人材の育成に努め、お客様本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

(8) 利益相反管理方針

当会は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための態勢を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、農業協同組合法その他関連法令等により営む当会の事業のお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当会間の利益が相反する類型

- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理態勢

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理態勢を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理態勢の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

(9) マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組めます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力との決別)

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

(10) 貸出運営についての考え方

当会では、JA 組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした大切な資金を、地域社会の発展や皆さまの暮らしの充実に役立てたいと考えています。

そのため、地域金融機関としての公共性を十分に認識し、農業者・農業法人及び JA 組合員に対する貸出はもとより、地元企業の皆さまからの信頼にお応

えするよう、幅広い資金ニーズにあわせて事業資金や各種ローンなど様々な用途の資金をご用意しています。

また、取引における重要な事項の取引先への説明対応及び相談苦情処理対応の基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

(11) 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しております。

当会は、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

(12) 金融円滑化にかかる基本の方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備しています。

具体的には、

- (1) 理事長以下、全役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 総務・企画担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 融資担当部署に「金融円滑化管理担当者」を設置し、融資担当部署における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

(13) 内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の全部署を対象とし年度の内部監査計画に基づき実施するとともに、監査結果は理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組み状況をフォローアップしています。

なお、監査結果については定期的に理事会に報告を行っています。

4

安心便利な理由 (2重のセーフティネット)

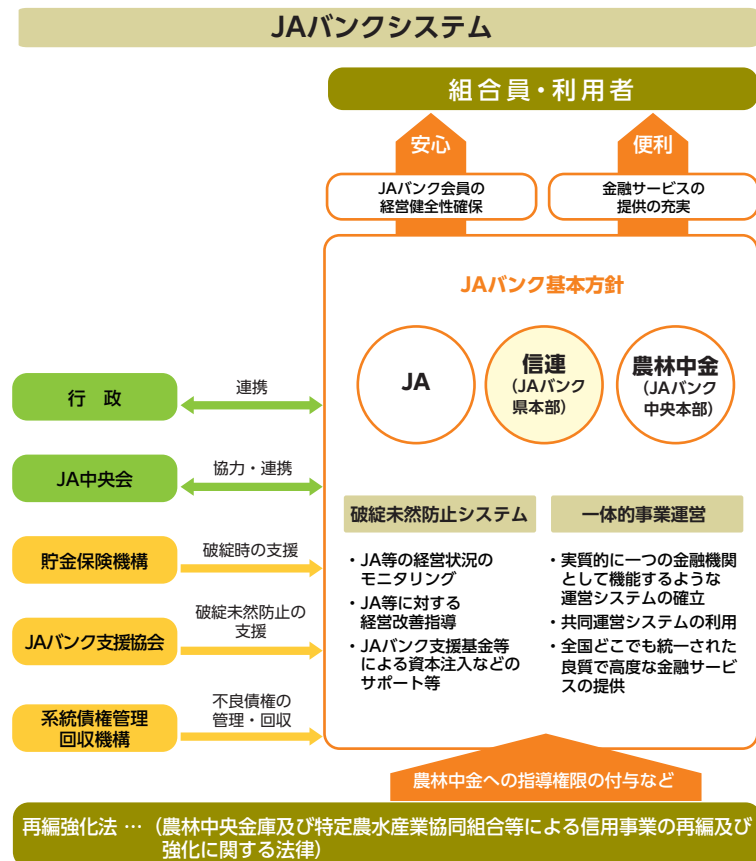
当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

(1) JAバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

これらにより、万全の体制で組合員・利用者の皆さまに、より一層の「安心」と「便利」をお届けします。



◇破綻未然防止システム

信用事業をはじめとしてJAを取り巻く環境が厳しさを増す中、JAが総合事業体として機能を発揮し続けられるようにするため、早期の経営改善を促すモニタリング制度として監督当局による「早期警戒制度」があります。

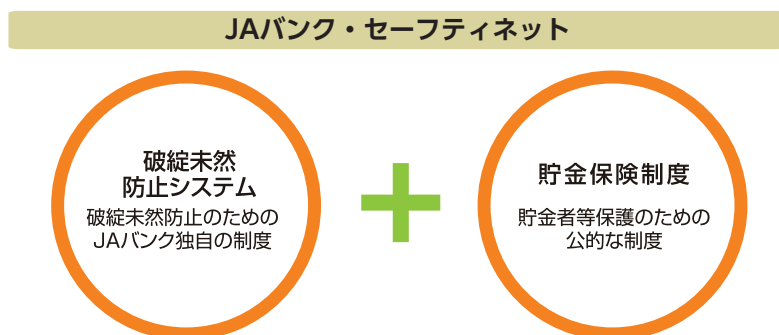
JAバンクでは、JAの健全性を確保し、経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度として、「破綻未然防止システム」を構築しております。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇一体的事業運営

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとしての商品開発力・提案力の強化、共同運営システム〔JASTEMシステム〕の利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営に取り組んでおり、組合員はじめ地域・利用者の皆さまから選ばれる金融機関であり続けるよう努めています。

(2) JAバンク・セーフティネット

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまへ、より一層の安心を提供します。



◇貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

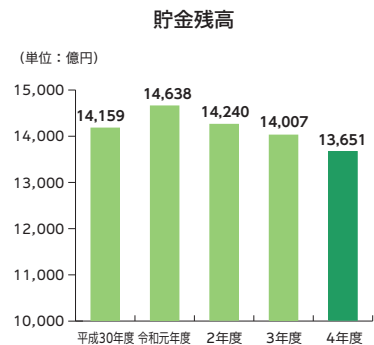
5

事業の概況 (令和4年度)

(1) 事業実績

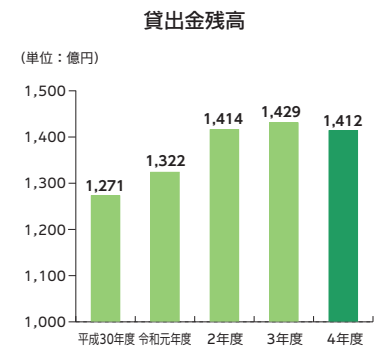
①貯金業務

会員 JA からの貯金が減少したことから、貯金は期末残高1兆3,651億円、期中355億円の減少で、対前年比マイナス2.5%となりました。



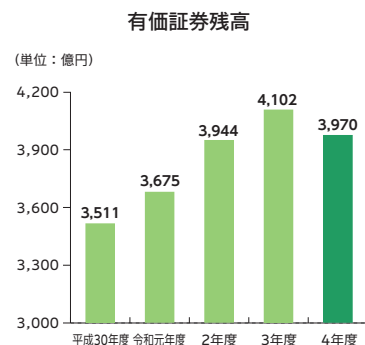
②融資業務

農林系金融機関および地域金融機関として、農業者や農業関連企業、地場産業を支える県内企業に対し取引拡大に努めたほか、金融機関向け貸出やシンジケートローン等に積極的に取り組みました。しかしながら、地方公共団体への貸出が減少したことから、貸出金は期末残高1,412億円、期中17億円の減少で、対前年比マイナス1.2%となりました。



③余裕金運用業務

安全性や流動性、金利動向等を勘案のうえ、国債等を中心とした安全資産への投資を行う一方、価格変動リスクに留意しつつ、株式や受益証券等への投資も行いました。



しかしながら、債券等の一部売却を進めたことから、有価証券は期末残高3,970億円、期中132億円の減少で、対前年比マイナス3.2%となりました。

④ JA 推進支援業務

令和4年度は、JAバンク滋賀中期戦略（令和4年～6年度）の初年度として、「ステークホルダー目線での金融仲介機能の発揮」および「持続可能なJA経営基盤の確立・強化」を重点取組方針に掲げ取組みました。従来の推進スタイルである「商品軸」から、より組合員・利用者のライフプランに寄り添った「提案軸」への転換を目指し、住宅ローンやマイカーローンなどを積極的に取組んだことに加え、金融サービスの利便性向上のためJAネットバンクやJAバンクアプリといった非対面ツールの提供などの取組み強化も図りました。

この結果、県内のJA個人貸出金は、期末残高2,270億円、期中118億円の増加で、対前年比プラス5.5%となりました。また、県内のJA個人貯金は、期末残高1兆4,858億円、期中172億円の減少で、対前年比マイナス1.1%となりました。

また、農業メインバンクとして、担い手の農業所得向上を図るべく、県内JAにおいて訪問活動を中心とした農業融資の推進に注力したことに加え、ロシア・ウクライナ情勢悪化に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた担い手への対応として、災害緊急資金の金利負担軽減措置（金利0% 期間5年）を実施しました。

さらに、担い手経営体の経営の安定・成長支援のため、JA信用部門ならびに営農経済部門と連携しながら、担い手経営体に対する決算資料等の分析やヒアリングを通じて、経営課題を可視化（課題の見える化）することにより、JAバンク一体となって、その解決策を提案する「担い手コンサルティング」に取組みました。

しかしながら、生産資材等の価格高騰に伴う農家所得の減少を背景とした設備投資抑制の動きにより、県内JA農業融資は期末残高78億円、期中2億円の減少で、対前年比マイナス3.4%となりました。

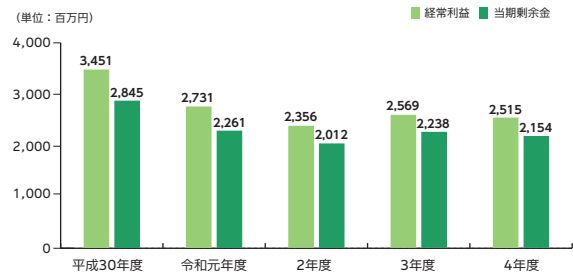
⑤ 為替・決済業務

JA 組合員等利用者への決済サービスの安全かつ円滑な提供に向けて、日々、決済リスクを適正に管理しつつ決済システムを円滑に運営するとともに、JA に対する現金の安定供給に努めました。また、手形等決済については、交換業務の効率化と円滑な運用に向けて、令和4年11月より電子交換所に参加しました。

この結果、内国為替取扱高は（仕向）231千件の8,058億円、（被仕向）1,804千件の9,415億円、手形交換取扱高は（持出）1千件の65億円、（持帰）1千件の49億円、現金供給高は1,830億円となりました。

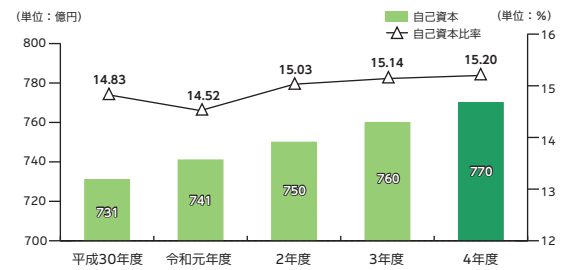
（2）損益の状況

安定した調達と利息収入を中心とした運用により、経常利益は25億15百万円、当期剰余金は21億54百万円となりました。



（3）自己資本の状況

内部留保の積み上げによる自己資本の増強に努めた結果、バーゼルⅢ国内規制に基づく自己資本比率は対前年比0.06ポイント上昇し、15.20%となりました。



なお、当会の自己資本比率は、国内基準（4%）、国際基準（8%）を上回り、健全な内容となっています。

6

当会は、持続可能な地域農業・地域社会の実現のため、「SDGs宣言」を策定し、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、事業・活動に取り組んでいきます。

また、「食」と「農」を通じた農業振興・地域貢献等に向けた取組みを継続するほか、SDGsを組織行動につなげ、持続可能な社会の実現に向けて取組みを進めるとともに、気候変動に対する取組みを実践していきます。

農業振興への取組み

◆国消国産の重要性

コロナ禍での食料輸出制限をきっかけに、国内で消費する食料は可能な限り国内で生産する「国消国産」の重要性が再認識されています。

「食」と「農」を基軸とするJAグループでは、「食農バリューチェーン」の構築などを通じ「国消国産」が実現できるよう、一体となって取り組んでいます。



◆滋賀県との農業振興等に関する協定

JAグループ滋賀と滋賀県は、持続可能な滋賀の「食と農」および「農村社会」を将来にわたって引き継ぐため、SDGsの視点を踏まえ、農業振興等に関する協定を締結しています。



◆地域農業センター等農業関係団体への参画

毎年県内にある7つの地域農業センターの運営に参画し、地域農業・農村の活性化をはかるための事業支援を行っています。



農業振興と地域貢献活動



地域に対する資金供給等への取組み



◆地域からの資金調達状況

当会の令和4年度末の貯金残高(譲渡性貯金を含む)は1兆3,651億円となっており、うち1兆3,488億円は県内JA等会員よりお預かりしています。

また、組合員を含めた地域の皆さまの計画的な資産作りをお手伝いさせていただくため、目的に応じた各種貯金、投資信託等の各種金融商品の取扱いをしています。

◆地域に対する資金供給状況

当会の令和4年度末の貸出金残高は1,412億円となりました。

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりしている大切な資金は、農家組合員をはじめ農業に関連する企業・団体、及び、県内の地場産業や団体、地方公共団体等にご利用いただいています。

地域密着型金融への取組み



◆農業者等の経営支援に関する取組み方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け取組んでまいります。

また、ロシア・ウクライナ情勢悪化による生産資材価格の高騰等の影響を受けている農業者に貸付を行う災害緊急資金(アグリマイティー資金)について、金利負担軽減を行っています。

◆農業関連資金等の取組み

JAバンク滋賀では、農家組合員向けの「農業近代化資金」、「アグリマイティー資金」や農業法人向けの「アグリビジネスローン」等の各種プロパー農業資金を提供するとともに、日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

また、JAバンクでは、アグリビジネス投資育成株式会社と連携し、資本提供の枠組みを整備(アグリシードファンド・担い手経営体応援ファンド)しています。

さらに、「農業・農業者応援プラン」を中心に農業者に対し、次頁の助成等に取り組んでいます。

「農業・農業者応援プラン」等一覧表

取組事項	対 象	助成内容等
JAバンク滋賀 農業資金利子補給	個人・法人	農業資金について、最大年1%・最長5年間の利子補給を行います。
JAバンク滋賀 農業資金保証料助成	個人・法人	農業資金にかかる基金協会保証料について助成します。
JA営農ローン (農業クイック)	個人	貸出金が1年以内で金額が50万円以内の農業経営資金について、手続きを簡便化し、スピーディーに対応します。
JA新規就農応援資金	個人	貸出金額は1,000万円以内で、新規就農者への融資を行います。
農業支援ポータルサイト 「アグリウェブ」	JA 個人・法人	インターネットを通じて、農業に関わる知識やお役立ちコラムや事例集などの情報を発信し、コンサルタントに相談できる「農業経営相談窓口」を提供します。

◆担い手のニーズに応えるための取組み

地域の農業者との関係を強化し、多様な資金ニーズに応えるため、JA 滋賀担い手サポートセンターにおいて、県内 JA の信用部門および営農・経済部門等と連携し、農業者への訪問活動に取組み、事業承継、法人化、経営改善等と多岐にわたった支援を実施しています。

こうした取組みを通じて、「系統金融機関としての金融機能発揮」と「総合事業経営を行う JA との機能分担のあり方」を引き続き追求することとし、協同組合としての最大の役割発揮に向けて、県域における支援機能を拡充していきます。



文化的・社会的貢献に関する取組み

- ◆『滋賀県学童野球選手権大会』および『SFA U-11サッカー選手権大会・JAバンク滋賀杯 新人戦少年サッカー大会』への協賛



湖国で次世代を担う子どもたちの健全な育成を願い、地域スポーツ振興を推進する目的で学童野球や少年サッカーの大会に対して協賛を行っています。



- ◆小学生向け食農教育教材本の贈呈

JAバンク食農教育応援事業として、次世代を担う子どもたちに、農業と食の問題や環境問題、農業と経済のかかりなど、農業への理解を深めてもらうために教材本『農業とわたしたちの暮らし』を作成し、県内の小学校5年生を対象に贈呈しています。



- ◆「振り込め詐欺」等未然防止に向けた取組み

後を絶たない特殊詐欺から、高齢者を中心とした県民を守るため、ホームページ等を通じて「振り込め詐欺」等に対する注意喚起を促す啓発活動や、一定条件のもとATM等利用制限を行うなど未然防止に向けた取組みを実施しています。



重要なお知らせ

対象の方：過去3年以上、JA貯金口座でのお取引がない満70歳以上の個人のお客さま

特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組みについて
(ご高齢のお客様対象の振込制限等)

JAバンク滋賀では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請にお応えし、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJAキャッシュカードでのATM取引を制限させていただきます。ご高齢のお客さまは、ご自身の生活に支障をきたさないよう、ご留意ください。

※一部のATMは、ATMネットワークを介して多額の現金を振り込まれるなど、手数料が無料となり、振込手数料が無料となるATMが多数あります。この場合、ATM利用時に手数料が無料となるATMは、ATM画面に表示されます。この場合、ATM画面に表示されたATMは、ATM利用時に手数料が無料となるATMとなります。

※一部のATMは、ATM画面に表示されたATMは、ATM利用時に手数料が無料となるATMとなります。

※一部のATMは、ATM画面に表示されたATMは、ATM利用時に手数料が無料となるATMとなります。

※一部のATMは、ATM画面に表示されたATMは、ATM利用時に手数料が無料となるATMとなります。

一部のご高齢のお客さまを対象に、振込制限等を開始いたします。	
対象となるお客様	過去3年以上、JA貯金口座でのお取引がない満70歳以上の個人のお客さま
利用制限の内容	上記に該当するお客様は、JAバンクキャッシュカードを別冊にした「日常生活の「現金と振込」(振込金額)合計金額」を10万円に制限させていただきます。なお、窓口でのお取引は、通常通りとなります。
利用制限の開始日	平成30年10月30日 (木)

※一部のATMは、ATM画面に表示されたATMは、ATM利用時に手数料が無料となるATMとなります。

◆サステナビリティ・リンク・ボンドの引受

令和4年5月12日(木)に、国内の地方公共団体として初めて滋賀県が発行した「サステナビリティ・リンク・ボンド(SLB)」を引き受け、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の推進に積極的に貢献しました。

SLBは、資金の用途が地球環境などの社会問題の解決に限定されるESG(環境・社会・統治)債の一種です。



◆びわこルールキッズへの協賛

琵琶湖固有の自然を取戻す活動として開催される『びわこルールキッズ』(滋賀県主催の外来魚のノーリリースの普及目的に開催される釣りコンテスト)に対して、熱中症・ウイルス感染症対策として冷感タオルやマスクの提供を通じて協賛しています。



◆子どもの虐待防止啓発活動の取組み

子どもの虐待の現状を社会に広く知らせ、虐待から子どもを救うためのオレンジリボンキャンペーンに参画しています。毎年11月～12月にかけてJAグループ滋賀役職員約4,000名がオレンジリボンピンバッジを着用し、子どもの虐待防止啓発活動に取り組んでいます。



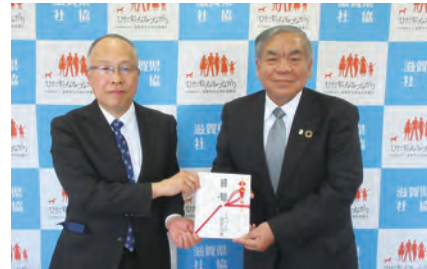
農業振興と地域貢献活動

◆「子ども食堂」支援の取組み

平成 29 年度より、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会を通じて滋賀県内の「子ども食堂」を支援しています。

令和 4 年 10 月 22 日（土）には、『みんなあつまれ！子ども食堂フェスタ 2022』のイベント運営に協力し、県内農業高校の生徒が育てた近江米を購入し、提供しました。

また、令和 5 年 3 月 20 日（月）には、県内の子ども食堂等に、JA 直売所で利用できる商品券を寄贈しました。



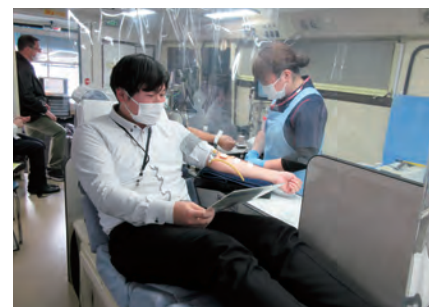
◆聾話学校への園芸用品の贈呈

学生の門出へのお祝いに、滋賀県立聾話学校の卒業式に園芸用品を贈呈しています。



◆日本赤十字社の献血への積極的参加

令和 4 年 8 月 2 日（火）・5 日（金）、令和 5 年 2 月 6 日（月）・15 日（水）に、JA ビル滋賀および JA 滋賀コープサービスビルにおいて、滋賀県赤十字血液センターの移動採血車の来訪により、積極的に献血に協力をしました。



◆環境への配慮



環境保全およびエネルギーの有効活用を目的として、年間を通じて各自が気温に応じて体温管理ができる服装とする「通年輕装」を実施するほか、エコカーの導入など、地球環境に配慮した取組みを実践しています。

◆事務所周辺の清掃活動



職員がグループを編成し、定期的に事務所周辺の清掃活動を実施しています。



◆健康しがの国スポ・障スポ応援の取組み



JA グループ滋賀は、2025 年に開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」を応援しています。



地域金融機関としての取組み

◆ATM ネットワークの充実



JA バンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、全国の JA バンクの ATM によるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。

また、JF マリンバンク、三菱 UFJ 銀行の提携 ATM による平日、日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料でご利用が可能です。

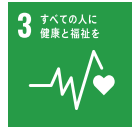


◆非対面チャネルの強化

PayPay・メルペイ・ファミペイ・J-Coin のキャッシュレス決済サービスと連携し、JAバンクの口座から即時チャージ入金)が可能となる「即時口座振替サービス」や、JAバンクと連携した収納機関のホームページから、インターネットを通じて口座振替の手続きが可能となる「Web 口座振替受付サービス」をご利用いただけます。その他にも、払込票等に記載のバーコードや二次元コードを読み込むことによって、スマートフォンで税金等をお支払いいただける「PayB 機能」をJAバンクアプリを通してご利用いただけます。

また、通帳の盗難紛失のリスクがなく、紙資源などを節約でき環境にやさしい「通帳レス口座」の取扱いを令和4年11月より開始しました。

利用者ネットワーク化への取組み



◆「滋賀県 JA グラウンド・ゴルフ大会」の開催

県内 JA では、高齢者の健康づくりや交流のお手伝いをするため、JA で年金を受取指定されている方々を対象に「年金友の会」等を組織し、様々なイベントを実施しています。

JAバンク滋賀では、その「年金友の会」活動支援の一環として、令和4年11月25日(金)に長浜バイオ大学ドームにおいて、新型コロナウイルス感染症対策を最大限実施し、3年ぶりとなる「滋賀県 JA グラウンド・ゴルフ大会」を開催しました。



◆各種無料相談会の実施



県内 JA をご利用の方を中心に、相続や年金に関する無料相談会を実施しています。相続・年金相談のいずれも、専門知識を有した顧問税理士や社会保険労務士を派遣し、令和4年度は、県内合計約200会場で開催しました。

健康経営の取組み



◆健康経営優良法人に認定

従業員の健康は企業の重要な資産であるとの認識のもと、ワークライフバランスやメンタルヘルスケアの推進など当会全体で健康づくりに取り組んでいます。



当会は、貯金、貸出、為替などいわゆる金融業務を行っています。JA 系統組織における金融業務は、JA・信連・農林中央金庫という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

(1) 貯金業務

県内 JA や農業団体・地方公共団体等によるご利用はもとより、一般の方々や企業等の法人からも当座貯金・普通貯金・定期貯金等をお預かりしています。



◆貯金関連商品（無利息型を含む）

種 類	内 容	預入単位	期 間
総合口座	普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットでき、必要時に定期貯金を担保に自動借入もできるたいへん便利な口座です。受取る（給与など）・支払う（公共料金など）・貯める・借りるが一冊でできます。	1円以上 1円単位	制限なし
普通貯金	自由に出し入れができます。公共料金等の自動支払いや、給料、年金等の自動受け取りが可能です。	1円以上 1円単位	制限なし
普通貯金 無利息型 (決済用)	無利息の決済用貯金であり、貯金保険により全額保護されます。	1円以上 1円単位	制限なし
当座貯金	小切手、手形によりお支払いができます。	1円以上 1円単位	制限なし
通知貯金	短期間の運用に便利です。	5万円以上 1円単位	7日以上
スーパー 定期貯金	1か月以上5年以内の期間でお選びいただける定期貯金です。証書・定期貯金通帳・総合口座でのお取扱いが可能です。	千円以上 1円単位	1か月以上 5年以内
大口定期貯金	一千万円以上のまとまった資金の運用にご利用いただける定期貯金です。	1千万円 以上 1円単位	1か月以上 5年以内
変動金利 定期貯金	預入日から半年ごとに、その時点の金利を適用していく金利変動型の定期貯金です。	千円以上 1円単位	1年以上 3年以内
定期積金	ご計画に合わせて、一定金額を積み立てていく積金です。	千円以上 1円単位	6か月以上 5年以内
譲渡性貯金 (NCD)	大口資金の運用にご利用いただけ、満期前に第三者に譲渡することもできる商品です。ただし、この貯金は貯金保険の対象ではありません。	1千万円 以上 1千万円 単位	1日以上 5年以内

7

主な事業の内容



(2) 貸出業務

農業・地域産業の発展に貢献するため、農業者・農業団体はもとより、各種製造業・卸売業からサービス業に至るまで幅広い業種を対象として、ご融資をお取扱いしています。

皆さまの要資事情にあわせて、運転資金・設備資金のほか、季節的資金等、様々な用途に対応する資金をご用意しています。

また、農業法人向けのアグリビジネスローンや、住宅ローン、資産運用ローン等の個人向け融資もお取扱いしています。



◆融資関連商品

事業資金

資金の種類	金額	期間	資金用途・ご利用方法
一般事業資金	ご相談のうえ決定しています。	最長 35 年	運転資金、設備資金のほか、季節的資金等にご利用いただけます。

農業関連資金

資金の種類	金額	期間	資金用途・ご利用方法
アグリビジネスローン（法人向け）	ご相談のうえ決定しています。	(短期) 1 年以内 (長期) 最長 10 年	農業生産、農産物の加工・流通・販売に関する運転資金、設備資金等にご利用いただけます。
アグリマイティー資金（個人・法人向け）	(個人) 最高 1 億円 (法人・団体) 最高 3 億円	最長 20 年	

個人向け資金

ローンの種類	金額	期間	資金用途・ご利用方法
住宅ローン	最高 7 千万円	最長 40 年	住宅の新築・購入・増改築、借換資金として、ご利用いただけます。
資産運用ローン	最高 4 億円	最長 30 年	個人のお客さまが所有する資産を有効活用するために必要な資金としてご利用いただけます。
フリーローン	最高 500 万円	最長 10 年	教育資金・自動車購入資金など、生活に必要な様々なご資金にご利用いただけます。
ワイドカードローン	最高 500 万円	1 年 (自動更新)	ご融資限度額の範囲内で何度でもご利用いただけます。

(3) 為替・決済業務

全国銀行内国為替制度加盟金融機関の一員として、全国の JA および銀行等各金融機関との間で、送金・振込・代金取立の各種サービスをお取り扱いしています。

さらに、給与・各種年金のお受け取り、電気・電話・NHK 等公共料金の口座振替、各種クレジットカードの代金決済などをお取り扱いしています。

(4) 資金運用業務

金融・証券市場における機関投資家として市場リスク等各種リスクを考慮しつつ、国債をはじめとした各種有価証券に投資しています。

(5) JA 支援業務

地域の皆さまへより良い金融サービスを提供するため、県内 J A を対象とした種々の支援体制を構築しています。

- ①法律・税金・年金・相続等のご相談
- ②金融情報の調査・提供
- ③JA信用事業の推進支援
- ④JA信用事業担当役員研修
- ⑤JAバンク・セーフティネットの運営

なお、法律・税金・年金・相続等に関しては、各分野の専門家に対し相談していただけます。

(6) 金銭収納業務

日本銀行歳入復代理店として、国税・歳入金を受け入れのほか、滋賀県の収納代理金融機関として滋賀県税、県立学校授業料等の各種収納金をお取り扱いしています。

(7) 受託貸付業務

各種機関の受託店として、農業関連資金や住宅資金・進学資金などのご融資の窓口になっています。主なお取扱いは次のとおりです。

- ①日本政策金融公庫（農林水産事業）（国の教育ローン）
- ②独立行政法人 住宅金融支援機構

(8) 信託契約代理業務

農中信託銀行株式会社の信託契約代理店として、次の信託契約の締結をお手伝いしています。

- ①金銭信託（特定贈与信託、公益信託、特定金銭信託に係るものに限り。）
- ②金銭信託以外の金銭の信託（特定金外信託に係るものに限り。）
- ③有価証券の信託
- ④金銭債権の信託
- ⑤土地及び定着物の信託（ただし、処分型を除きます。）

- ⑥ 地上権の信託（ただし、処分型を除きます。）
- ⑦ 土地の賃借権の信託（ただし、処分型を除きます。）

(9) 投資信託窓口販売業務

皆さまの資産運用ニーズにお応えするため、以下の商品をお取扱いしています。

令和5年5月31日現在

主な投資対象	商 品 名
国内債券	J A日本債券ファンド
国内外債券	Oneニッポン債券オープン「J社債選抜」
	グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）
	グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）
国内株式	農中日経 225 オープン
	農林中金<パートナーズ>つみたて NISA 日本株式 日経 225
	農林中金<パートナーズ>おおぶね J A P A N（日本選抜）
海外株式	農林中金<パートナーズ>つみたて NISA 米国株式 S&P500
	農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね
	農林中金<パートナーズ>米国株式 S&P500 インデックスファンド
	農林中金<パートナーズ>おおぶねグローバル（長期厳選）
国内外株式	セゾン資産形成の達人ファンド
	ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド「ロイヤル・マイル」
国内REIT	農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド（毎月分配型）
	農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド（年1回決算型）
海外REIT	グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）「世界のやどかり」
	グローバル・リート・インデックスファンド（資産形成型）「世界のやどかり」
国内外債券・株式・REIT	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（安定運用コース）「コア6エパー」
	農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド（資産形成コース）「コア6シード」
国内外バランス	HSBC世界資産選抜 収穫コース（予想分配金提示型）〔人生100年時代〕
	HSBC世界資産選抜 育てるコース（資産形成型）〔人生100年時代〕
	HSBC世界資産選抜 充実生活コース（定率払出型）〔人生100年時代〕
	セゾン・グローバルバランスファンド

- ▷投資信託は預貯金とは異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。
- ▷投資信託は値動きのある証券に投資します（また、外貨建資産にはこのほかに為替変動もあります）ので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ▷投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者が負うことになります。
- ▷ご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の支払い対象ではありません。
- ▷お申し込みの際は必ず「目論見書」（一体として交付される書面を含む。）、「契約締結前交付書面」の内容をご確認ください。

(10) 各種サービス

種 類	内 容
JAキャッシュサービス	JAのキャッシュカードは、全国のJAはもちろん、銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアの提携ATM [※] 等でお取引いただけます。 (※セブン銀行、イーネット、ローソン銀行)
通帳レス口座	通帳等の発行に代えて、JAバンクアプリにより貯金口座の残高や入出金明細等をご確認いただけるサービスです。 通帳記帳が不要となり、入出金明細についてはPDFで最大10年間分閲覧が可能です。
JAカード	お買物、ご旅行、お食事など、サインひとつでご利用いただけるクレジットカード、「JAカード」をご利用ください。(JAカードは三菱UFJニコス(株)の取扱です。) ICキャッシュカードとクレジットカードが1枚になった「JAカード(一体型)」もごございます。
インターネットバンキング (JAネットバンキング)	個人のお客さまがインターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンを使って、残高照会や振込・振替ができるサービスです。また、公共料金や各種料金のお支払いが可能なサービス「pay-easy(ペイジー)」の取扱いも行っています。
法人インターネットバンキング (法人JAネットバンキング)	法人や個人事業主のお客さまがインターネットに接続可能なパソコンを使って、残高照会・振込・振替ができるサービスです。また、「伝送サービス」、「でんさいネット」、「pay-easy(ペイジー)」の取扱いも行っています。
JAデータ伝送サービス (ADP)	地方自治体および法人のお客さまからの大容量の総合振込・給与振込や口座振替等のデータ授受について、専用回線を使用することによって、高速、安全にご利用いただけるサービスです。
JAバンクアプリ	お客さまのスマートフォンから貯金残高、入出金明細等が簡単な操作でご確認いただけます。
PayB (スマホ請求書払い)	JAバンクアプリのPayB機能を使用し、払込票等に記載のバーコードや二次元コードを読み込むことによって、お客さまのスマートフォンで税金等をお支払いいただけます。
キャッシュレス決済サービスとの連携	JAバンクの貯金口座からPayPay、メルペイ、ファミペイ、J-Coinのキャッシュレス決済サービスへ直接入金いただけます。

(11) 手数料一覧

◆内国為替等の取扱手数料

令和5年4月1日現在

手数料の種類			同一店内あて	系統金融機関あて	他金融機関あて
送金手数料	普通扱い	1件につき		440円	660円
振込手数料	窓 口	3万円未満	330円	330円	605円
		3万円以上	550円	550円	770円
	ATM (カード)	3万円未満	110円	110円	275円
		3万円以上	220円	220円	440円
	IB、FB/HB、ADP	3万円未満	無 料	55円	220円
		3万円以上	無 料	110円	330円
	定時自動送金	3万円未満	無 料	110円	385円
		3万円以上	無 料	330円	550円
代金取立手数料	電子交換手数料	1通につき	880円		
	個別取立手数料	1通につき	1,100円		

上記金額には、消費税相当額を含んでいます。

◆その他の主な手数料

令和5年4月1日現在

手数料の種類	金 額	
手形用紙交付料	1冊 (25枚) につき 5,500円	
小切手用紙交付料	1冊 (50枚) につき 11,000円	
自己宛小切手発行手数料	1枚につき 550円	
通帳・証書再発行手数料	1件につき 1,100円	
残高証明書等各種証明書発行手数料 (1通につき)	継続発行	440円
	都度発行	1,100円
	私製用紙	2,200円
	監査法人向け	3,300円
ICキャッシュカード JAカード (一体型) 再発行手数料	1枚につき 1,100円	
ローンカード 再発行手数料	1枚につき 1,100円	

上記金額には、消費税相当額を含んでいます。

経営資料

I 決算の状況

1. 貸借対照表	46
2. 損益計算書	47
3. キャッシュフロー計算書	48
4. 剰余金処分計算書	49
5. 注記表	50
6. 財務諸表の適正性等にかかる確認	70
7. 会計監査人の監査	70

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	71
2. 利益総括表	71
3. 事業純益	71
4. 資金運用収支の内訳	72
5. 受取・支払利息の増減額	72

III 事業の概況

1. 貯金に関する指標	
(1) 科目別貯金平均残高	73
(2) 定期貯金残高	73
2. 貸出金等に関する指標	
(1) 科目別貸出金平均残高	73
(2) 貸出金の金利条件別内訳残高	73
(3) 貸出金の担保別内訳残高	74
(4) 債務保証の担保別内訳残高	74
(5) 貸出金の使途別内訳残高	74
(6) 貸出金の業種別残高	75
(7) 主要な農業関係の貸出金残高	76
(8) 農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	77
(9) 元本補填契約のある信託にかかる 農協法に基づく開示債権の状況	77
(10) 貸倒引当金の期末残高及び期中の 増減額	77
(11) 貸出金償却の額	78

3. 有価証券に関する指標	
(1) 種類別有価証券平均残高	78
(2) 商品有価証券種類別平均残高	78
(3) 有価証券残存期間別残高	78
4. 有価証券の時価情報等	
(1) 有価証券の時価情報	79
(2) 金銭の信託の時価情報	79
(3) デリバティブ取引等	79

IV 経営諸指標

1. 利益率	80
2. 貯貸率・貯証率	80

V 自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況	81
2. 信用リスクに関する事項	85
3. 信用リスク削減手法に関する事項	90
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の リスクに関する事項	92
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	93
6. オペレーショナル・リスクに関する事項	97
7. 出資その他これに類するエクスポージャー に関する事項	98
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	99
9. 金利リスクに関する事項	100

VI 役員等の報酬体系

役員等の報酬体系	102
----------	-----

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,502	2,413	貯金	1,397,330	1,363,768
預け金	937,846	908,840	当座貯金	6,516	4,057
系統預け金	910,048	879,840	普通貯金	4,001	4,171
系統外預け金	27,798	29,000	通知貯金	2,050	2,189
コールローン	70,000	100,000	別段貯金	111	147
買入金銭債権	36,973	38,357	定期貯金	1,384,620	1,353,168
有価証券	410,276	397,004	定期積金	29	33
国債	304,146	292,437	譲渡性貯金	3,430	1,430
地方債	35,864	38,873	債券貸借取引受入担保金	146,489	181,935
短期社債	3,999	5,999	借入金	24,300	19,700
社債	36,453	29,083	代理業務勘定	0	0
外国証券	4,170	3,344	その他負債	1,608	1,389
株式	1,057	744	未払法人税等	117	132
受益証券	24,584	26,522	貯金利子諸税その他	7	10
貸出金	142,936	141,200	従業員預り金	111	112
手形貸付	483	596	仮受金	9	10
証書貸付	63,499	61,326	その他の負債	448	301
当座貸越	2,889	2,819	未払費用	903	812
金融機関貸付	76,028	76,448	前受収益	6	5
割引手形	35	10	未決済為替借	4	2
その他資産	1,861	1,699	諸引当金	3,258	3,313
従業員貸付金	1	1	相互援助積立金	2,252	2,323
仮払金	19	5	賞与引当金	54	52
未収金	4	39	退職給付引当金	726	702
長期前払費用	91	82	役員退職慰労引当金	129	148
その他の資産	601	490	特例業務負担金引当金	95	85
未収収益	1,140	1,075	繰延税金負債	2,322	-
未決済為替貸	1	3	債務保証	375	357
有形固定資産	3,140	3,043	負債の部合計	1,579,115	1,571,893
建物	2,088	1,995	(純資産の部)		
土地	1,025	1,025	出資金	40,771	40,771
その他の有形固定資産	26	22	(うち後配出資金)	(28,220)	(28,220)
無形固定資産	20	12	利益剰余金	33,697	34,432
ソフトウェア	13	6	利益準備金	15,034	15,482
その他の無形固定資産	6	6	その他利益剰余金	18,663	18,949
外部出資	55,469	55,469	経営基盤安定化積立金	5,000	5,000
系統出資	54,655	54,655	特別積立金	6,254	6,254
系統外出資	814	814	当期末処分剰余金	7,408	7,695
繰延税金資産	-	169	(うち当期剰余金)	(2,238)	(2,154)
債務保証見返	375	357	会員資本合計	74,468	75,203
貸倒引当金	△724	△868	その他有価証券評価差額金	7,095	603
			評価・換算差額等合計	7,095	603
			純資産の部合計	81,564	75,807
資産の部合計	1,660,679	1,647,700	負債及び純資産の部合計	1,660,679	1,647,700

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
経 常 収 益	10,822	14,423
資 金 運 用 収 益	9,435	9,536
貸 出 金 利 息	879	865
預 け 金 利 息	42	33
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,318	4,151
コ ー ル ロ ー ン 利 息	10	9
そ の 他 受 入 利 息	5,185	4,475
(うち受取奨励金)	(4,420)	(3,961)
(うち受取特別配当金)	(695)	(454)
役 務 取 引 等 収 益	113	108
受 入 為 替 手 数 料	30	28
そ の 他 の 受 入 手 数 料	82	79
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	0	0
そ の 他 事 業 収 益	978	4,527
受 取 出 資 配 当 金	758	758
国 債 等 債 券 売 却 益	218	3,768
金 融 派 生 商 品 収 益	2	-
そ の 他 経 常 収 益	294	251
償 却 債 権 取 立 益	7	6
株 式 等 売 却 益	254	204
そ の 他 の 経 常 収 益	32	40
経 常 費 用	8,252	11,908
資 金 調 達 費 用	5,800	5,626
貯 金 利 息	38	29
譲 渡 性 貯 金 利 息	2	1
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	12	12
そ の 他 支 払 利 息	5,747	5,582
(うち支払奨励金)	(5,745)	(5,580)
役 務 取 引 等 費 用	52	50
支 払 為 替 手 数 料	1	0
そ の 他 の 支 払 手 数 料	50	48
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	0	0
そ の 他 事 業 費 用	206	4,025
国 債 等 債 券 売 却 損	206	4,025
経 費	2,035	1,952
人 件 費	839	827
物 件 費	1,140	1,070
税 金	55	54
そ の 他 経 常 費 用	158	253
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	71	143
相 互 援 助 積 立 金 繰 入 額	70	70
株 式 等 売 却 損	-	5
株 式 等 償 却	16	33
そ の 他 の 経 常 費 用	0	0
経 常 利 益	2,569	2,515
特 別 損 失	0	-
固 定 資 産 処 分 損	0	-
税 引 前 当 期 利 益	2,568	2,515
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	328	370
法 人 税 等 調 整 額	1	△ 10
法 人 税 等 合 計	329	360
当 期 剰 余 金	2,238	2,154
当 期 首 繰 越 剰 余 金	5,170	5,540
当 期 未 処 分 剰 余 金	7,408	7,695

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,568	2,515
減価償却費	110	107
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	71	143
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	601	△ 4
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	△ 621	59
資金運用収益	△ 9,435	△ 9,536
資金調達費用	5,800	5,626
有価証券関係損益 (△は益)	1,057	384
固定資産処分損益 (△は益)	0	—
貸出金の純増 (△) 減	△ 1,455	1,735
預け金の純増 (△) 減	33,499	32,908
貯金の純増減 (△)	△ 23,313	△ 35,561
借入金の純増減(△)	△ 4,100	△ 4,600
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	23,722	35,445
コールローン等の純増 (△) 減	△ 22,988	△ 31,383
事業分量配当金の支払額	△ 800	△ 1,000
その他	△ 1,924	31
資金運用による収入	9,491	9,599
資金調達による支出	△ 5,848	△ 5,647
小 計	6,437	824
法人税等の支払額	△ 322	△ 355
事業活動によるキャッシュ・フロー	6,115	468
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 139,064	△ 254,888
有価証券の売却による収入	77,107	191,493
有価証券の償還による収入	38,536	67,161
固定資産の取得による支出	△ 3	△ 2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,423	3,764
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 420	△ 420
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 420	△ 420
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額(減少額)	△ 17,728	3,812
6 現金及び現金同等物の期首残高	20,330	2,601
7 現金及び現金同等物の期末残高	2,601	6,414

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1 当期末処分剰余金	7,408	7,695
2 剰余金処分額	1,868	1,751
(1) 利益準備金	448	431
(2) 出資配当金		
普通出資に対する配当金	138	138
後配出資に対する配当金	282	282
(3) 事業分量配当金		
特 配	414	412
特々配	585	487
3 次期繰越剰余金	5,540	5,944

(注) 1. 出資金の配当率は、次のとおりです。

- (1) 令和3年度
 - 普通出資金の配当率 1.1%
 - 後配出資金の配当率 1.0%
- (2) 令和4年度
 - 普通出資金の配当率 1.1%
 - 後配出資金の配当率 1.0%

2. 事業分量配当金の分配の基準は、次のとおりです。

- (1) 令和3年度
 - a. 特配
 - 令和3年度貯金奨励金の対象貯金平均残高に対して0.0300%
 - b. 特々配
 - 令和3年度貯金奨励金の対象貯金平均残高に対して0.0423%
- (2) 令和4年度
 - a. 特配
 - 令和4年度貯金奨励金の対象貯金平均残高に対して0.0300%
 - b. 特々配
 - 令和4年度貯金奨励金の対象貯金平均残高に対して0.0354%

5. 注記表

(令和3年度)

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - ・ ・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等
 - ・ ・原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
 - また、主な耐用年数は次の通りです。

建 物	15年～38年
その他	5年～30年
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (5) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (6) 引当金等の計上方法
 - ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
 - 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
 - 上記以外の債権については、債務者区分ごとに過去の貸倒実績率等の長期平均値に基づき過去の損失率の実績値を算出し、この実績値に将来の損失発生見込にかかる必要な修正を行って予想損失率を求め、対象債権の額に予想損失率を乗じて算出した額を計上しています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,072百万円です。
 - ② 賞与引当金
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤相互援助積立金

相互援助積立金は、滋賀県JAバンクの信用向上に資するため、「滋賀県JAバンク支援制度要領」に基づき、所要額を計上しています。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、抛出する特例業務負担金の令和4年3月現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 会計方針の変更に関する事項

(1) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）の適用

当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

顧客への財又はサービスの提供における当会の役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る対価から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

この結果、当年度の経常利益及び税引前当期利益へ与える影響はありません。

なお、期首の利益剰余金への影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

①当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 724百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a. 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項 (6)引当金等の計上方法 ①貸倒引当金」に記載しています。

b. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

①当年度に係る計算書類に計上した額

「5. 金融商品に関する事項 (2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a. 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項 (2) 金融商品の時価等に関する事項 ②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b. 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,081百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	15百万円	19百万円	34百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 146,309百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 146,489百万円

上記のほか、為替決済に関する担保として、定期預金 60,932百万円を差し入れています。

(4) 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債に合計17,656百万円含まれています。

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—
危険債権額	2百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
合計額	2百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行)

- (6) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は35百万円です。
- (7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は8,241百万円です。
- (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,678百万円が含まれています。

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、滋賀県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付けを行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、株式、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）として保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスクや市場価格の変動リスク等の市場リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、内部格付、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部が行っており、定期的にリスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部のほかリスク統括部が管理を行い、信用情報や時価の把握を定期的に行っています。また、貸出金と同様、リスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

b. 市場リスクの管理

(a) 金利リスク、為替リスクおよび価格変動リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い管理を行っており、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、理事会で定められた年間運用方針、運用限度額に基づき取引を行っています。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては運用方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。具体的には、収益管理は総務部、資金運用に関する具体的方針はALM委員会、取引の執行は資金証券部、モニタリングはリスク統括部が担当するとともに、市場リスクマネジメントにかかる運営状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

また、ALMによる金利変動リスク管理のほか、収支シミュレーションの実施、ロスカットルールによる資産価値の過度な減少の防止、市場リスク量管理等のマネジメント手法を通じて適正な市場リスク管理に努めるとともに、相場急変時等により問題が生じる場合はリスク管理委員会で対処方針を協議する管理体制をとっています。

(b) 市場リスクに係る定量的情報

当社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」の債券、「貯金」、「借入金」です。

当社では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当社のVaRは分散共分散法（保有期間1ヶ月、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当社の市場リスク量（損失の推計値）は、全体で6,352百万円です。

なお、当社では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離するとともに、リスク統括部で取引の執行状況のモニタリングを行うなど、内部牽制を確立して実施しています。

c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	937,846	937,856	9
コールローン	70,000	70,000	－
買入金銭債権			
その他目的	638	638	－
有価証券に該当しないもの	36,335	36,326	△ 8
有価証券			
その他有価証券	410,276	410,276	－
貸出金	142,936		
貸倒引当金	△ 724		
貸倒引当金控除後	142,211	142,730	518
資産計	1,597,308	1,597,827	519
貯金	1,400,760	1,400,773	12
債券貸借取引受入担保金	146,489	146,489	－
借入金	24,300	24,300	－
負債計	1,571,550	1,571,563	12

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 3,430百万円を含めています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a. 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b. コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

c. 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

d. 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

a. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b. 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

c. 借入金

すべてが短期間で市場金利を反映する変動金利によるものであり、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 55,469百万円

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	937,846	—	—	—	—	—
コールローン	70,000	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
その他目的のうち満期があるもの	292	205	134	6	—	—
有価証券に該当しないもの	24,820	2,000	6,000	3,500	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	6,115	32,040	28,118	27,008	18,011	261,593
貸出金	44,380	38,285	17,546	15,429	3,574	23,719
合計	1,083,455	72,531	51,798	45,945	21,586	285,313

(注) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く)0百万円については「1年以内」に含めています。また、劣後特約付貸出金12,678百万円については「5年超」に含めています。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,390,686	6,617	23	1	1	—
譲渡性貯金	3,430	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	146,489	—	—	—	—	—
借入金	5,600	10,000	5,900	2,800	—	—
合計	1,546,206	16,617	5,923	2,801	1	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」（保有区分口）が含まれています。以下(2)まで同様です。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	492	395	96
	債券			
	国債	210,089	200,703	9,385
	地方債	12,982	12,647	334
	社債	8,027	7,953	73
	その他	3,871	3,611	260
	その他	18,327	14,669	3,658
	小 計	253,791	239,980	13,810
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	565	645	△ 80
	債券			
	国債	94,057	97,076	△ 3,018
	地方債	22,881	23,136	△ 254
	短期社債	3,999	3,999	△ 0
	社債	28,426	28,735	△ 309
	その他	298	300	△ 2
その他	6,895	7,231	△ 336	
	小 計	157,123	161,125	△ 4,001
合 計		410,914	401,106	9,808

(注) 上記差額合計から繰延税金負債2,713百万円を差し引いた金額7,095百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式	410百万円	74百万円	－百万円
債 券	65,224百万円	218百万円	206百万円
その他	10,922百万円	179百万円	－百万円
合 計	76,557百万円	472百万円	206百万円

(3) その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。当年度における減損処理額は16百万円（すべて株式）です。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

7. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、「職員退職給与規程」に基づき退職一時金制度（非積立型）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、職位等と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	787百万円
退職給付費用	65百万円
退職給付の支払額	<u>△126百万円</u>
期末における退職給付引当金	<u>726百万円</u>

b. 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	<u>726百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>726百万円</u>

退職給付引当金	<u>726百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>726百万円</u>

c. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	65百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、95百万円となっています。

8. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
債権償却有税額	296百万円
退職給付引当金超過額	200百万円
役員退職慰労引当金超過額	35百万円
相互援助積立金超過額	623百万円
未払事業税	19百万円
支払奨励金未払額	132百万円
特例業務負担金引当金	26百万円
その他	47百万円
繰延税金資産小計	1,381百万円
評価性引当額	△ 973百万円
繰延税金資産合計（A）	408百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 2,713百万円
その他	△ 18百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 2,731百万円
繰延税金負債の純額（A）+（B）	△ 2,322百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.41%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.77%
事業分量配当金	△ 10.77%
住民税均等割等	0.15%
評価性引当額の増減	△ 0.02%
その他	0.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.83%

9. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

(令和4年度)

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
 - ・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次の通りです。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 15年～38年 |
| その他 | 5年～30年 |
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (5) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

(6) 引当金等の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,066百万円です。

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給

額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤相互援助積立金

相互援助積立金は、滋賀県JAバンクの信用向上に資するため、「滋賀県JAバンク支援制度要領」に基づき、所要額を計上しています。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、拠出する特例業務負担金の令和4年3月現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 会計方針の変更に関する事項

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

①当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 868百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a. 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項 (6)引当金等の計上方法 ①貸倒引当金」に記載しています。

b. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度に係る計算書類に計上した額

「5. 金融商品に関する事項 (2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a. 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項 (2) 金融商品の時価等に関する事項 ②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b. 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,180百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	10百万円	19百万円	30百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 182,562百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 181,935百万円

上記のほか、為替決済に関する担保として、定期預金 62,567百万円を差し入れています。

(4) 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債に合計11,918百万円含まれています。

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1百万円
危険債権額	2百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
合計額	4百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は10百万円です。

(7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は8,361百万円です。

(8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,678百万円が含まれています。

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、滋賀県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付けを行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、株式、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他有価証券）として保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスクや市場価格の変動リスク等の市場リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、内部格付、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかりスク統括部が行っており、定期的にリスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部のほかりスク統括部が管理を行い、信用情報や時価の把握を定期的に行っています。また、貸出金と同様、リスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

b. 市場リスクの管理

(a) 金利リスク、為替リスクおよび価格変動リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い管理を行っており、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、理事会で定められた年間運用方針、運用限度額に基づき取引を行っています。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては運用方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。具体的には、収益管理は総務部、資金運用に関する具体的方針はALM委員会、取引の執行は資金証券部、モニタリングはリスク統括部が担当するとともに、市場リスクマネジメントにかかる運営状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

また、ALMによる金利変動リスク管理のほか、収支シミュレーションの実施、ロスカットルールによる資産価値の過度な減少の防止、市場リスク量管理等のマネジメント手法を通じて適正な市場リスク管理に努めるとともに、相場急変時等により問題が生じる場合はリスク管理委員会で対処方針を協議する管理体制をとっています。

(b) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間1ヶ月、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失の推計値）は、全体で13,714百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	908,840	908,748	△ 92
コールローン	100,000	100,000	—
買入金銭債権			
その他目的	345	345	—
有価証券に該当しないもの	38,011	38,001	△ 10
有価証券			
満期保有目的の債券	133,439	133,137	△ 301
その他有価証券	263,564	263,564	—
貸出金	141,200		
貸倒引当金	△ 868		
貸倒引当金控除後	140,332	140,645	312
資産計	1,584,534	1,584,443	△ 91
貯金	1,365,198	1,365,094	△ 103
債券貸借取引受入担保金	181,935	181,935	—
借入金	19,700	19,700	—
負債計	1,566,834	1,566,730	△ 103

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 1,430百万円を含めています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a. 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b. コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

c. 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

d. 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

e. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

a. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b. 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

c. 借入金

すべてが短期間で市場金利を反映する変動金利によるものであり、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

非上場株式 33百万円
 その他外部出資 55,436百万円

(注)「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	908,840	—	—	—	—	—
コールローン	100,000	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
その他目的のうち満期があるもの	205	134	6	—	—	—
有価証券に該当しないもの	28,500	6,000	3,500	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	134,000
その他有価証券のうち満期があるもの	37,808	27,458	26,985	18,851	10,453	118,058
貸出金	51,045	28,625	21,925	6,557	3,069	29,976
合計	1,126,400	62,217	52,417	25,409	13,522	282,034

(注) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く)0百万円については「1年以内」に含めています。また、劣後特約付貸出金12,678百万円については「5年超」に含めています。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,362,296	1,433	17	2	18	—
譲渡性貯金	1,430	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	181,935	—	—	—	—	—
借入金	10,000	5,900	2,800	1,000	—	—
合計	1,555,661	7,333	2,817	1,002	18	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」(保有区分口)が含まれています。以下(2)まで同様です。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	52,727	53,927	1,199
	小計	52,727	53,927	1,199
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	80,711	79,210	△1,501
	小計	80,711	79,210	△1,501
合計		133,439	133,137	△301

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	388	265	123
	債券			
	国債	84,559	82,336	2,222
	地方債	9,801	9,613	188
	社債	8,970	8,920	50
	その他	2,946	2,729	216
	その他	22,857	18,747	4,109
	小 計	129,524	122,612	6,911
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	355	408	△ 53
	債券			
	国債	74,438	79,709	△ 5,271
	地方債	29,071	29,500	△ 428
	短期社債	5,999	5,999	△ 0
	社債	20,112	20,246	△ 133
	その他	397	400	△ 2
	その他	4,010	4,198	△ 187
	小 計	134,386	140,463	△ 6,077
合 計		263,910	263,076	834

(注) 上記差額合計から繰延税金負債230百万円を差し引いた金額603百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式	464百万円	38百万円	5百万円
債 券	174,349百万円	3,768百万円	4,025百万円
その他	12,589百万円	166百万円	－百万円
合 計	187,403百万円	3,973百万円	4,031百万円

(3) 満期保有目的及びその他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。

当年度における減損処理額は33百万円（すべて株式）です。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

7. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、「職員退職給与規程」に基づき退職一時金制度（非積立型）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、職位等と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	726百万円
退職給付費用	64百万円
退職給付の支払額	△ 87百万円
期末における退職給付引当金	<u>702百万円</u>

b. 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	<u>702百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>702百万円</u>

退職給付引当金	<u>702百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>702百万円</u>

c. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	64百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、85百万円となっています。

8. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	35百万円
債権償却所得税額	295百万円
退職給付引当金超過額	194百万円
役員退職慰労引当金超過額	41百万円
相互援助積立金超過額	642百万円
未払事業税	22百万円
支払奨励金未払額	126百万円
特例業務負担金引当金	23百万円
その他	37百万円
繰延税金資産小計	1,481百万円
評価性引当額	△ 999百万円
繰延税金資産合計（A）	419百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 230百万円
その他	△ 18百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 249百万円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	169百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.45%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.28%
事業分量配当金	△ 9.90%
住民税均等割等	0.15%
評価性引当額の増減	1.05%
その他	0.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.33%

9. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

6. 財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

①私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

②当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月30日

滋賀県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 川崎 宏

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

7. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	13,128	12,308	11,476	10,822	14,423
経常利益	3,451	2,731	2,356	2,569	2,515
当期剰余金	2,845	2,261	2,012	2,238	2,154
出資金	34,697	40,771	40,771	40,771	40,771
(出資口数)	(6,939千口)	(8,154千口)	(8,154千口)	(8,154千口)	(8,154千口)
純資産額	82,617	84,968	85,563	81,564	75,807
総資産額	1,665,637	1,712,807	1,671,283	1,660,679	1,647,700
貯金等残高	1,415,908	1,463,895	1,424,073	1,400,760	1,365,198
貸出金残高	127,180	132,249	141,480	142,936	141,200
有価証券残高	351,129	367,579	394,402	410,276	397,004
剰余金配当金額	1,609	1,370	1,220	1,420	1,320
・普通出資配当額	188	188	138	138	138
・後配出資配当額	221	282	282	282	282
・事業分量配当額	1,200	900	800	1,000	900
職員数	96人	95人	94人	91人	90人
単体自己資本比率	14.83%	14.52%	15.03%	15.14%	15.20%

(注)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	3,634	3,909	274
役員取引等収支	60	58	△2
その他事業収支	772	501	△270
事業粗利益	4,468	4,469	1
(事業粗利益率)	(0.28)	(0.28)	0.00

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)

2. 役員取引等収支=役員取引等収益-役員取引等費用

3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用

4. 事業粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他事業収支

5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

3. 事業純益

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
事業純益	2,361	2,374	11
実質事業純益	2,432	2,517	84
コア事業純益	2,420	2,773	352
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	2,438	3,110	672

(注) 1. 事業純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)-一般貸倒引当金繰入額

2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債権償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

4. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	1,591,573	9,435	0.59	1,577,674	9,536	0.60
うち 預け金	988,196	5,157	0.52	942,211	4,450	0.47
うち 有価証券	385,553	3,318	0.86	418,263	4,151	0.99
うち 貸出金	135,838	879	0.65	136,301	865	0.64
資 金 調 達 勘 定	1,574,021	5,800	0.37	1,558,974	5,626	0.36
うち 貯金・定積	1,412,046	5,784	0.41	1,401,414	5,610	0.40
うち 譲渡性貯金	8,464	2	0.02	5,577	1	0.03
うち 借入金	25,520	—	0.00	22,563	—	0.00
総 資 金 利 ざ や	—	—	0.09	—	—	0.11

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率

資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用)/(貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)-金銭の信託運用見合額)×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

5. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	315	100
うち 預け金	△ 16	△ 707
うち 有価証券	315	832
うち 貸出金	9	△ 13
支 払 利 息	△ 259	△ 173
うち 貯金・定積	△ 253	△ 173
うち 譲渡性貯金	△ 5	△ 0
うち 借入金	—	—
差 引	574	274

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

Ⅲ 事業の概況

1. 貯金に関する指標

(1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流 動 性 貯 金	16,687 (1.2)	13,667 (1.0)	△ 3,019
定 期 性 貯 金	1,395,259 (98.2)	1,387,676 (98.6)	△ 7,582
そ の 他 の 貯 金	99 (0.0)	70 (0.0)	△ 28
計	1,412,046 (99.4)	1,401,414 (99.6)	△ 10,631
譲 渡 性 貯 金	8,464 (0.6)	5,577 (0.4)	△ 2,886
合 計	1,420,511 (100.0)	1,406,992 (100.0)	△ 13,518

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. () 内は構成比です。

(2) 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
定 期 貯 金	1,384,620 (100.0)	1,353,168 (100.0)	△ 31,452
うち固定金利定期	1,384,616 (100.0)	1,353,164 (100.0)	△ 31,452
うち変動金利定期	4 (0.0)	4 (0.0)	—

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

2. 貸出金等に関する指標

(1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手 形 貸 付	462	527	65
証 書 貸 付	65,648	60,353	△ 5,294
当 座 貸 越	2,880	2,785	△ 95
金 融 機 関 貸 付	66,831	72,620	5,789
割 引 手 形	15	15	△ 0
合 計	135,838	136,301	463

(2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	88,979 (62.3)	89,946 (63.7)	967
変 動 金 利 貸 出	53,956 (37.7)	51,253 (36.3)	△ 2,702
合 計	142,936 (100.0)	141,200 (100.0)	△ 1,735

(注)() 内は構成比です。

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	106	78	△ 27
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	3,798	3,897	99
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	3,904	3,976	71
農業信用基金協会保証	102	141	39
そ の 他 保 証	35	10	△ 25
小 計	137	152	14
信 用	138,893	137,072	△ 1,821
合 計	142,936	141,200	△ 1,735

(4) 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	221	189	△ 31
そ の 他 担 保 物	5	3	△ 1
小 計	226	193	△ 33
信 用	149	163	14
合 計	375	357	△ 18

(5) 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設 備 資 金	5,405 (3.8)	4,515 (3.2)	△ 890
運 転 資 金	137,530 (96.2)	136,685 (96.8)	△ 845
合 計	142,936 (100.0)	141,200 (100.0)	△ 1,735

(注)()内は構成比です。

(6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	129 (0.1)	142 (0.1)	12
林 業	－ (－)	－ (－)	－
水 産 業	－ (－)	－ (－)	－
製 造 業	13,505 (9.4)	14,312 (10.1)	807
鉱 業	－ (－)	－ (－)	－
建 設 業	1,087 (0.8)	2,683 (1.9)	1,595
電気・ガス・熱供給・水道業	1,101 (0.8)	1,103 (0.8)	1
運 輸 ・ 通 信 業	7,384 (5.2)	7,016 (5.0)	△ 368
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	3,543 (2.5)	4,304 (3.0)	760
金 融 ・ 保 険 業	90,415 (63.2)	90,775 (64.3)	360
不 動 産 業	2,309 (1.6)	2,504 (1.8)	194
サ ー ビ ス 業	5,487 (3.8)	4,933 (3.5)	△ 553
地 方 公 共 団 体	17,573 (12.3)	12,860 (9.1)	△ 4,712
そ の 他	397 (0.3)	563 (0.4)	165
合 計	142,936 (100.0)	141,200 (100.0)	△ 1,735

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	103	142	38
穀 作	3	42	38
野 菜 ・ 園 芸	—	—	—
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	100	100	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	—	—	—
農 業 関 連 団 体 等	150	10	△ 140
合 計	253	152	△ 101

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全国農業協同組合連合会とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	253	152	△ 101
農 業 制 度 資 金	—	—	—
農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
合 計	253	152	△ 101

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	2,641	2,654	12

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

(8) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額				
		担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	—	—	—	—	
	4年度	1	0	—	1	
危 険 債 権	3年度	2	2	—	2	
	4年度	2	2	—	2	
要 管 理 債 権	3年度	—	—	—	—	
	4年度	—	—	—	—	
	三 月 以 上 延 滞 債 権	3年度	—	—	—	—
		4年度	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	3年度	—	—	—	—	
	4年度	—	—	—	—	
小 計	3年度	2	2	—	2	
	4年度	4	2	—	4	
正 常 債 権	3年度	143,385				
	4年度	141,625				
合 計	3年度	143,387				
	4年度	141,629				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(9) 元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

(10) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	652	724	—	652	724	724	866	—	724	866
個 別 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
合 計	652	724	—	652	724	724	868	—	724	868

(1) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	—	—

3. 有価証券に関する指標

(1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
国債	285,702	307,644	21,942
地方債	35,001	41,641	6,639
短期社債	4,169	10,421	6,251
社債	37,601	32,923	△4,678
外国証券	4,166	3,362	△803
株式	1,022	832	△190
その他の証券	17,888	21,438	3,549
合計	385,553	418,263	32,710

(2) 商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和3年度								
国債	—	47,405	36,254	39,356	35,558	145,571	—	304,146
地方債	—	1,042	1,649	2,932	21,653	8,585	—	35,864
短期社債	3,999	—	—	—	—	—	—	3,999
社債	1,400	9,906	7,284	2,990	1,924	12,947	—	36,453
外国証券	—	399	98	2,109	1,562	—	—	4,170
株式	—	—	—	—	—	—	1,057	1,057
その他の証券	—	782	—	1,464	1,678	—	20,659	24,584
令和4年度								
国債	27,008	41,329	15,108	1,112	—	207,878	—	292,437
地方債	100	2,403	626	2,164	25,419	8,159	—	38,873
短期社債	5,999	—	—	—	—	—	—	5,999
社債	3,608	10,137	11,467	3,339	433	95	—	29,083
外国証券	299	99	98	1,265	1,580	—	—	3,344
株式	—	—	—	—	—	—	744	744
その他の証券	—	—	—	—	—	—	26,522	26,522

4. 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券

該当する取引残高はありません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	52,727	53,927	1,199
	小 計	—	—	—	52,727	53,927	1,199
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	80,711	79,210	△ 1,501
	小 計	—	—	—	80,711	79,210	△ 1,501
合 計		—	—	—	133,439	133,137	△ 301

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	492	395	96	388	265	123
	債券	231,099	221,304	9,794	103,331	100,869	2,461
	国債	210,089	200,703	9,385	84,559	82,336	2,222
	地方債	12,982	12,647	334	9,801	9,613	188
	社債	8,027	7,953	73	8,970	8,920	50
	その他	22,199	18,280	3,919	25,804	21,477	4,326
	外国証券	3,871	3,611	260	2,946	2,729	216
	その他の証券	18,327	14,669	3,658	22,857	18,747	4,109
	小 計	253,791	239,980	13,810	129,524	122,612	6,911
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	565	645	△ 80	355	408	△ 53
	債券	149,364	152,947	△ 3,583	129,622	135,456	△ 5,833
	国債	94,057	97,076	△ 3,018	74,438	79,709	△ 5,271
	地方債	22,881	23,136	△ 254	29,071	29,500	△ 428
	短期社債	3,999	3,999	△ 0	5,999	5,999	△ 0
	社債	28,426	28,735	△ 309	20,112	20,246	△ 133
	その他	7,193	7,532	△ 338	4,408	4,598	△ 190
	外国証券	298	300	△ 2	397	400	△ 2
	その他の証券	6,895	7,231	△ 336	4,010	4,198	△ 187
小 計	157,123	161,125	△ 4,001	134,386	140,463	△ 6,077	
合 計	410,914	401,106	9,808	263,910	263,076	834	

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。令和3年度における減損処理額は16百万円（すべて株式）、令和4年度における減損処理額は33百万円（すべて株式）です。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当する取引残高はありません。

(3) デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

該当する取引残高はありません。

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.16	0.15	△0.01
純資産経常利益率	3.44	3.34	△0.10
総資産当期純利益率	0.14	0.13	△0.01
純資産当期純利益率	3.00	2.86	△0.14

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	10.20	10.34	0.14
	期中平均	9.56	9.69	0.13
貯証率	期末	29.29	29.08	△0.21
	期中平均	27.14	29.73	2.59

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況(単体)

1. 自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおり、令和5年3月末における自己資本比率は、15.20%となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	滋賀県信用農業協同組合連合会
資金調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	125億円(前年度125億円)

後配出資金

項目	内容
発行主体	滋賀県信用農業協同組合連合会
資金調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	282億円(前年度282億円)

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクや市場リスク、オペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	73,048	73,883
うち、出資金及び資本準備金の額	40,771	40,771
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	33,697	34,432
うち、外部流出予定額 (△)	1,420	1,320
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,976	3,190
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,976	3,190
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	76,025	77,073
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14	9
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	14	9
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	76,010	77,064

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	493,890	498,689
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,831	8,269
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	501,721	506,958
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	15.14%	15.20%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項（信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳）（単位：百万円）

	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,502	—	—	2,413	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	298,387	—	—	296,047	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	3,423	—	—	2,640	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	53,445	—	—	52,054	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	13,087	1,308	52	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	5,143	514	20	4,119	411	16
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,052,619	209,633	8,385	1,060,596	209,009	8,360
法人等向け	210,120	36,053	1,442	246,050	39,319	1,572
中小企業等向け及び個人向け	85	64	2	67	48	1
抵当権付住宅ローン	342	91	3	518	154	6
不動産取得等事業向け	5	5	0	0	0	0
三月以上延滞等	—	—	—	0	0	0
取立未済手形	1	0	0	3	0	0
信用保証協会等による保証付	102	10	0	141	14	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	2,499	2,499	99	2,132	2,132	85
（うち出資等のエクスポージャー）	2,499	2,499	99	2,132	2,132	85
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	70,527	171,129	6,845	70,404	171,026	6,841
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	66,690	166,727	6,669	66,689	166,723	6,668
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	395	989	39	404	1,010	40
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,440	3,413	136	3,310	3,291	131
証券化	639	127	5	346	69	2
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	639	127	5	346	69	2
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	111,976	74,452	2,898	115,413	76,502	3,060
（うちルックスルー方式）	111,976	74,452	2,898	115,413	76,502	3,060
（うちマニフェット方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,824,910	493,890	19,755	1,852,951	498,689	19,947
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	1,824,910	493,890	19,755	1,852,951	498,689	19,947
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		7,831	313	8,269	330	
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		501,721	20,068	506,958	20,278	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%}{\text{直近3年間の合計額} \div 8\%} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

○信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し金融機関が損失を被るリスクのことです。当会では信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、理事会で定めた「信用リスクマネジメント要領」等により適切に管理しています。

(1) 信用リスク管理の概要

信用リスク取引については業種分散・大口集中排除等に配慮することによってリスクをコントロールしながらリスクに見合った適正な収益を確保するという基本戦略のもと、具体的な管理方針、社債等の取得基準、与信限度額等をリスク管理委員会で協議のうえ理事会等において決定しています。

また、月単位で開催するリスク管理委員会において格付別・業種別の与信状況、各種設定シーリングに関する状況、信用リスク量等を確認するとともに問題があれば対処を審議するなどの十全なリスクマネジメントを行い、協議内容や与信状況等について四半期ごとに理事会及び経営管理委員会に報告する体制をとっています。

(2) 与信審査

貸出与信審査については、フロントセクションから独立した審査担当部署を設置し連携・牽制を図りながら審査を行っています。審査にあたっては与信先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、内部信用格付に基づく与信限度や担保評価基準などの基準を設けて厳格な与信判定を行っています。また、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

さらに、与信先の信用状況のモニタリングや内部信用格付の見直し審査、自己査定により資産の健全性の維持・向上を図っています。

○当会における貸倒引当金の計上は、自己査定結果を踏まえ、「資産の償却・引当要領」に基づき適正な計上を行っています。

貸倒引当金は、債務者区分毎に、将来の損失額を合理的に見積り、每期洗替方式により計上しています。

(1) 一般貸倒引当金

正常先、その他要注意先、要管理先に対する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

(2) 個別貸倒引当金

破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、損失が見込まれるⅢ分類額に対して個別に貸倒引当金を計上しています。

ただし、債務保証見返勘定のⅣ分類については個別貸倒引当金を計上しています。

なお、破綻懸念先については、キャッシュフローを見積もる方法により貸倒引当金を計上します。

◆標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(1) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)

(2) リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	1,708,369	332,541	374,933	-	-	1,734,050	392,304	370,372	-	-
国外	3,925	-	3,925	-	-	3,141	-	3,141	-	-
地域別残高計	1,712,295	332,541	378,858	-	-	1,737,191	392,304	373,513	-	-
法人	農業	318	318	-	-	341	341	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	23,632	14,144	8,808	-	-	26,134	14,883	10,803	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	5,255	3,099	2,103	-	-	8,243	4,704	3,502	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,215	1,102	1,113	-	-	2,511	1,104	1,407	-
	運輸・通信業	12,090	7,386	4,543	-	-	11,719	7,057	4,526	-
	金融・保険業	1,291,629	279,238	20,141	-	-	1,314,180	341,081	9,848	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	13,751	9,056	4,505	-	-	15,224	9,524	5,605	-
	日本国政府・地方公共団体	355,256	17,609	337,642	-	-	350,742	12,884	337,818	-
上記以外	1,400	-	-	-	-	1,400	-	-	-	
個人	585	585	-	-	-	722	722	-	-	
その他	6,158	-	-	-	-	5,969	-	-	-	
業種別残高計	1,712,295	332,541	378,858	-	-	1,737,191	392,304	373,513	-	
1年以下	1,189,901	246,276	5,401	-	-	1,243,886	316,521	36,878	-	
1年超3年以下	84,406	26,986	57,419	-	-	92,958	21,473	52,716	-	
3年超5年以下	61,088	17,474	43,614	-	-	36,383	9,625	26,757	-	
5年超7年以下	53,032	7,401	45,631	-	-	21,701	13,929	7,772	-	
7年超10年以下	63,356	4,541	58,814	-	-	31,264	4,620	26,643	-	
10年超	182,196	14,217	167,978	-	-	236,928	14,183	222,744	-	
期限の定めのないもの	78,313	15,642	-	-	-	74,067	11,949	-	-	
残存期間別残高計	1,712,295	332,541	378,858	-	-	1,737,191	392,304	373,513	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	652	724	-	652	724	724	866	-	724	866
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和3年度						令和4年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
		目的使用	その他				目的使用	その他					
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	
業種別計	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	—	504,061	504,061	—	535,039	535,039
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	18,446	18,446	—	4,368	4,368
	20%	16,083	1,048,168	1,064,252	22,539	1,045,050	1,067,590
	35%	—	228	228	—	410	410
	50%	38,738	20	38,758	44,754	19	44,773
	75%	—	85	85	—	65	65
	100%	6,367	13,007	19,374	5,381	12,467	17,848
	150%	—	—	—	—	0	0
	250%	—	67,086	67,086	—	67,093	67,093
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		61,189	1,651,105	1,712,295	72,675	1,664,515	1,737,191

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

○信用リスク削減手法

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

(1) 適格金融資産担保付取引

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

(2) 保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

(3) 貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

○担保に関する評価及び管理方法

担保に関する評価及び管理方法は、当会が定める一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	4,452	—	—	15,549	—	—
法人等向け	141,709	—	—	166,216	—	—
中小企業等向け及び 個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	112	—	—	107	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	2	20	—	2	19	—
合 計	146,164	133	—	181,768	126	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引についての取引限度額を理事会において定め取引管理を行っています。

なお、長期決済期間取引については取引対象としておりません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◆リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会は証券化案件を投資商品として位置づけ、「証券化案件に係る管理要領」に基づき、証券化案件にかかる市場環境の調査や、裏付資産及び構造上の特性の分析を行なったうえで、安全性・流動性を考慮し投資を行っています。

◆体制の整備及びその運用状況の概要

個別案件への投資については、リスク管理委員会で決定する「投資方針」に基づき、ミドル部門の二次審査を経たうえで、所定の権限者により決定することとしています。

また、投資後も全投資案件についてモニタリングを行い、定期的にはリスク管理委員会に報告しています。

◆信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◆証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◆証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)

◆内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

(2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	639	—	346	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	639	—	346	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和3年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	639	5	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
合計	639	5	合計	—	—	
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
合計	—	—	合計	—	—	

令和4年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	346	2	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
合計	346	2	合計	—	—	
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
合計	—	—	合計	—	—	

(注)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。

d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、金融業務を行う上でさらされているリスクのうち、収益発生を意図して能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）以外の受動的に発生する各種リスクをオペレーショナル・リスクとし、理事会で定めた「オペレーショナルリスクマネジメント要領」により管理しています。

具体的には、オペレーショナル・リスクを次の2分類に大別し管理しています。

(1) リスクの発生そのものが統制活動の対象となるもの

業務戦略、組織体制やコンピュータシステム等の統制機能、経営方針や手続きの遵守、及び管理ミスや詐欺に関して発生するリスクで事務リスク、システムリスク等があります。当会では、これらのリスク対策として以下のようなマネジメントを行っています。

- ・各種規程・手続き等の遵守による適正な事務処理の実施
- ・不適正な事務処理のチェック、事故・不正等の未然防止を目的とした自主検査の毎月実施及び内部監査部署による定期的な内部監査の実施
- ・システム委託先等と連携、並びにコンティンジェンシープラン等に基づいた安全かつ安定したシステム管理の実施

(2) リスク発生後の対応が統制活動の対象となるもの

外生的な事象から発生するリスクで風評リスク等があります。

これらのリスクが顕在化した場合についても、迅速・適確に対応等を行い当会が被る被害が最小限となるよう体制整備に努めています。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当会で保有する出資その他これに類するエクスポージャーは、貸借対照表上のその他有価証券として区分される株式及び、外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

(1) その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については中長期的な運用目的で保有するものであり、他の有価証券と同様、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めるなど、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。

(2) 外部出資勘定の株式又は出資

当会の業務と関連を有している法人若しくは団体について取得しており、取引先の財務状況について年度毎に確認を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,057	1,057	744	744
非上場	55,469	55,469	55,469	55,469
合計	56,527	56,527	56,213	56,213

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
74	—	16	38	5	33

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
96	80	123	53

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	111,976	115,413
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことを市場リスクといますが、主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利の変動に伴い損失を被るリスクで資産（貸出金、有価証券等）と負債（貯金等）の金利改定又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

当会は、次のような市場リスクマネジメント手法等を通じて適正なリスク管理に努めています。

(1) リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

(2) リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、収支シミュレーションをベースとした資金収支レベルおよび金利変動等による資金収支変化の把握を行うとともに、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理などを行いリスクが過大とならないよう努めています。

(3) 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準として月次でVaR法により計測しています。また、四半期末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、分散共分散法によるVaR（信頼区間99.0%、保有期間1ヶ月）による計測を毎月行っています。

また、経済価値ベースの金利リスク量（ ΔEVE ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

(1) 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は約0.003年となっています。

(2) 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(3) 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(4) 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮していません。

(5) 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

(6) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- (7) 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重要な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、主に有価証券の平均残存年限の長期化によるもので
す。
- (9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◆ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- (1) 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- (2) 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示
の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	36,827	39,894	1,385	1,174
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	36,827	39,894	1,385	1,174
		ホ		へ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	76,010		77,064	

- (注) 1. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

VI 役員等の報酬体系

◆役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	68	20

(注1) 対象役員は、経営管理委員7名、理事4名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等は含まれていません。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議委員会（会員代表者および員外の学識経験者から選出された委員6人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役職に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

◆職員等**○対象職員等**

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、令和4年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 令和4年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

◆その他

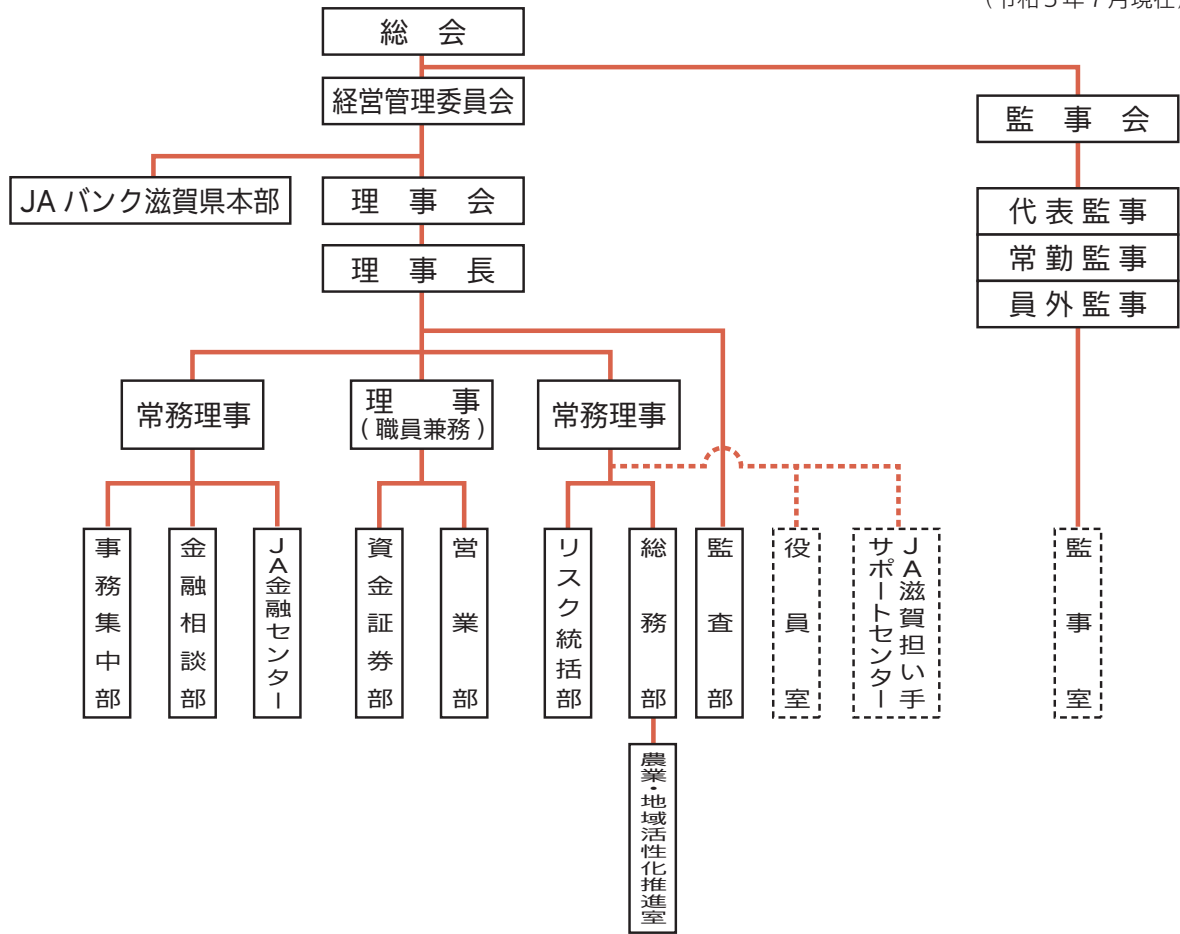
当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり、過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

信連の概要

I 機構図	105
II 役員構成(役員一覧)	105
III 会計監査人の名称	106
IV 特定信用事業代理業者の状況	106
V 沿革・あゆみ	106
VI 店舗等のご案内	107

I 機構図

(令和5年7月現在)



II 役員構成 (役員一覧)

令和5年7月現在

経営管理委員

役職名	氏名
経営管理委員会会長	竹村 敬三
経営管理委員会副会長	福島 孝夫
経営管理委員	佐野 宗二
経営管理委員	池村 正
経営管理委員	木村 正利
経営管理委員	大林 茂松

理事

役職名	氏名
代表理事理事長	川崎 宏
代表理事常務	奥野 忠
常務理事	松宮 謙治
理事	池本 知史

監事

役職名	氏名
代表監事	中尾 一則
常勤監事	塚本 忠雄
員外監事	平居新司郎

Ⅲ 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和5年7月現在） 所在地 東京都港区芝五丁目29番11号

Ⅳ 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

Ⅴ 沿革・あゆみ

明治	44年	8月	滋賀県信用組合連合会設立
昭和	12年	5月	滋賀県信用販売購買利用組合連合会に改組
	18年	12月	滋賀県農業会設立
	23年	8月	滋賀県信用農業協同組合連合会設立
	29年	4月	農林漁業金融公庫の受託業務を開始
	36年	9月	合同ビル（大津市京町）に本所事務所移転
	37年	3月	年金福祉事業団の受託業務を開始
	38年	2月	住宅金融公庫の受託業務を開始
	40年	8月	内国為替業務取扱開始
	47年	10月	貯金残高1,000億円突破
	49年	10月	系統為替滋賀県センター発足
	50年	7月	国庫金振込事務取扱開始
	52年	11月	貯金残高2,000億円突破
	53年	7月	貯金システム・オンライン化実施
	53年	12月	国民金融公庫の受託業務を開始
	54年	2月	全国銀行内国為替制度に加盟
	55年	6月	為替システム・オンライン化実施
	55年	11月	貯金残高3,000億円突破
	56年	4月	滋賀県指定代理金融機関に指定される
	56年	7月	貸付システム・オンライン化実施
	57年	1月	県内農協間貯金ネットサービス開始
	57年	12月	貯金残高4,000億円突破
	58年	11月	キャッシュサービスを開始
	59年	3月	全国農協間ネットサービス開始
	59年	11月	貯金残高5,000億円突破
	61年	10月	貯金残高6,000億円突破
	63年	4月	滋賀銀行とのCDオンライン提携（SNS）開始
	63年	11月	貯金残高7,000億円突破
平成	2年	7月	都銀・地銀とのCDオンライン提携（MICS）開始
	3年	2月	サンデーバンキング開始
	3年	10月	県内JA貯金残高1兆円突破
	3年	10月	貯金残高8,000億円突破
	4年	4月	農協CI導入 愛称は「JA」に
	10年	10月	呼称「JAバンク」の導入
	11年	10月	JASTEMシステムへ移行
	11年	12月	信託契約代理業務の取扱開始
	11年	12月	投資信託窓口販売業務の取扱開始
	12年	5月	自動化機器による郵便貯金との提携開始
	12年	10月	デビットカードの取扱開始
	13年	10月	日本銀行歳入復代理店の事務取扱開始
	13年	11月	JAネットバンクの取扱開始
	14年	1月	JAバンクカードの取扱開始
	15年	6月	経営管理委員会制度導入
	16年	1月	マルチペイメントネットワークサービスの取扱開始
	17年	7月	全国印鑑システムの取扱開始
	17年	11月	セブン銀行とのATM提携開始
	19年	2月	ICキャッシュカードの取扱開始
	19年	7月	JAバンク滋賀ローンセンター設置
	20年	3月	ATMのIC化対応完了
	22年	1月	JASTEM次期システムへ移行
	23年	3月	貯金残高9,000億円突破、年金センター・農業金融センター設置

24年	6月	貯金残高1兆円突破	
25年	8月	貯金残高1兆1,000億円突破	
26年	3月	JAバンク滋賀 事務センタービル竣工	
26年	4月	JA金融センター稼動	
26年	8月	貯金残高1兆2,000億円突破	
26年	8月	県内JA貯金残高1兆5,000億円突破	
27年	4月	JAビル滋賀(大津市京町)竣工	
28年	6月	貯金残高1兆3,000億円突破	
30年	6月	貯金残高1兆4,000億円突破	
令和	元年	12月	JAバンクアプリ取扱開始
	4年	11月	「SDGs宣言」、「SDGs取組方針」制定
	5年	3月	TCFD提言に基づく情報開示

VI 店舗等のご案内

◆店舗等のご案内

令和5年7月現在

店舗及び事務所名	住 所	電 話 番 号
本 所	大津市京町四丁目3番38号	077-521-1631
JAバンク滋賀 事務センタービル	大津市におの浜三丁目3番31号	077-527-6532



JAバンク滋賀信連 本所



JAバンク滋賀 事務センタービル

◆ホームページ

当会の概要やJAバンク滋賀の情報はインターネットでご覧いただくことができます。

- JAバンク滋賀信連ホームページ <https://www.sinren.jas.or.jp/>
- JAバンク滋賀ホームページ <https://www.jabank-shiga.jas.or.jp/>

◆JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)

JAバンク相談所は、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしています。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、JAバンク滋賀やご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、JAバンク相談所ではお答えできないこともありますので、当会の窓口にお問い合わせください。

- 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (金融機関の休業日を除く)
- 電話番号 03-6837-1359
- JAバンク相談所ホームページ <https://www.jabank.org/support/soudan/>

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）

1 概況および組織に関する事項	
(1)業務の運営の組織	105
(2)理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	105
(3)会計監査人の名称	106
(4)事務所の名称および所在地	107
(5)特定信用事業代理業者に関する事項	106
2 主要な業務の内容	39～44
3 主要な業務に関する事項	
(1)直近の事業年度に関する事業の概況	28～30
(2)直近の5事業年度における主要な業務の状況	71
a 経常収益	
b 経常利益又は経常損失	
c 当期剰余金又は当期損失金	
d 出資金および出資口数	
e 純資産額	
f 総資産額	
g 貯金等残高	
h 貸出金残高	
i 有価証券残高	
j 単体自己資本比率	
k 剰余金の配当の金額	
l 職員数	
(3)直近の2事業年度における事業の状況	71～79
a 主要な業務の状況を示す指標	
b 貯金に関する指標	
c 貸出金等に関する指標	
d 有価証券に関する指標	
4 業務の運営に関する事項	
(1)リスク管理の体制	14～15
(2)法令遵守の体制	16
(3)中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	23～25
(4)苦情処理措置および紛争解決措置の内容	16～17
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1)貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	46～49
(2)債権にかかる額およびその合計額	77
a 破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当する債権	
b 危険債権に該当する債権	
c 三月以上延滞債権に該当する債権	
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	
(3)元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	77
(4)自己資本の充実の状況	81～101
(5)取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	79
a 有価証券	
b 金銭の信託	
c デリバティブ取引	
d 金融等デリバティブ取引	
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6)貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	77
(7)貸出金償却の額	78
(8)会計監査人の監査を受けている旨	70
その他の重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）	
役員等の報酬体系	102～103

JAバンク滋賀信連

編集 滋賀県信用農業協同組合連合会 総務部

〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3番38号(JAビル滋賀)

TEL 077-521-1631

令和5年7月発行



- 用紙: 琵琶湖の環境保全活動を支援する寄付金付びわ湖環境ペーパー 適切に管理された森林の木材を利用したFSC®認証用紙
- インキ: 環境配慮型インキ(植物油インキ or ノンVOCインキ)
- 印刷: 有害な廃液を排出しない水なし印刷